

秋田県南部の伝承新資料（翻刻と考察）

目連・慈覚・小町に関するもの八種

ここに翻刻・紹介する資料は、主に、県南部の湯沢市、横手市、稲川町の旧家および寺院に存する文書で、目連・慈覚に関する文書を三種、小野小町に関するものを五種、集めることができた。しかし、これらは必ずしも無関係なものではない。解説に述べるように、目連・慈覚の出でくる資料1、2の一部分は、小町について書かれた資料4、5の作成の問題と関連してくる。前者は、湯沢市泥湯付近の「川原毛地獄」にあったという前湯寺についての縁起だが、資料1、2を見ると、今はなきこの寺にはかつて奪衣婆の木像があった。ところがこの木像は、巡りめぐって今、横手市金沢の専光寺に小野小町の像として祀られている。資料4、5は、小町が老残の姿をみずから彫ったという、この木像について書いた縁起なのである。

奪衣婆が小町像へと変貌したり、小町が奪衣婆の姿をとったりすることは、全国的によくあることで珍しくはない。しかし、これらの文書から秋田県南部において、ひとつの奪衣婆の木像が場所を変えつつ小町像へと変化していった過程が明らかになることは、珍しくまた興味深い。根元の民俗宗教を起点として見れば、一見、無関係な資料が互いに関連してくるのである。そういう意味で貴重と思われる資料を、ここに一括して翻刻することにした。

また、本県における小町伝承は周知のようになり根深いものがあり、それについて関心をもち研究した人々も数多い。その筆頭は江戸中期の菅真澄であるが、ここには真澄以降、明治の初期までにおいて、特に目立った研究をした人の書物も翻刻することにした（資料6、7、8）。併せて、民俗・民間宗教と小町研究史のふたつの視点から、本県南部の小町伝承の一端を総合的・通史的に窺うことができるように工夫したつもりである。

錦

仁

次に翻刻する資料について簡単に記す。

資料1 『賀波羅偈通融験之由来』（富谷松之助氏蔵）

堅二五・〇×横一七・五纏。袋綴じ。筆書き。墨付き一〇丁。「須川村高松字高野宮原岩蔵ヨリ借覧／昭和廿六年二月十五日／富谷安信」の奥書きがある。書写年は新しいが同内容の資料2に比べ叙述が詳しく広本ともいべきもの。資料2は略本。「羽州雄勝郡賀波羅偈通融験之由来」（イ）、「三途川十王堂之謂言」（ロ）、「三途川藤蔵姥の事」（ハ）の三章を載せる。イの内容を略述すると、「血盆経」にいう目連が墮地獄の母を救った場所は川原毛地獄のことである。目連が母を業苦から救い得た喜びに踊りだすと、目連によって救われた餓鬼たちも一緒に

踊った。これが餓鬼踊り(盆踊り)の起源。その後ここに慈覚大師が来て目連を供養し地蔵尊を建て前湯寺を設けた。よってここを訪れる者は血盆の苦しみを消除される、という縁起の形式を踏む。口は、前湯寺がその後三途川の側に引越したこと、そして梅檀上人が数年ここに居たのち菩提樹に登って身体火葬を行い入寂した。その後、前湯寺は廃棄され稲庭の小沢村に移り廣澤寺と名を改めた。ハは、三途川付近に住む藤蔵の家の姥は代々家の前を通り川原毛地獄へ行く死人の姿を見ることができた。死人たちは姥にいろいろな話を語りかけて通って行った。

なお、奥書に「宮原岩蔵ヨリ借覧」とあるので宮原家(現在、勇太郎氏)を尋ねたが、残念ながら本縁起は失われ見当たらないということだった。

資料2 『羽州秋田川原毛硫黄山縁起』(富谷松之助氏蔵)

竪二三・六×横一七・〇糶。袋綴じ。楮紙に筆書き。墨付き九丁。

裏表紙に「慶応四年/富谷氏/長蔵書」とあり、富谷氏の命により長蔵が書写したものである。内容は資料1と殆ど同じ。「川原毛追陽縣縁起/法羅山地蔵大菩薩」「三途川十王堂の由来」「慈覚大師御作の面」「藤蔵姥の由来」の四章を載せる。このうち資料1にない「慈覚大師御作の面」の内容は、慈覚大師が来たとき盆中だったので村の若者たちが様々の面をつけて餓鬼踊りをしたが、慈覚はそれを見て面白くなり自分も面を造って踊った。その面は前湯寺に納めて保管した、というもの。ほかは資料1と同じ内容だが、それよりも叙述が簡単になっている。資料1も2も大方、前湯寺の発行する縁起に基づくものだろう。とりわけ最初の「川原毛追陽縣縁起/法羅山地蔵大菩薩」章は、分量も短く、末尾に「嶺通山前湯寺」とあって、もと当寺院の名で発行した版木刷りの縁起であった可能性が濃い。

なお資料1の解説に述べたが、前湯寺は稲川町小沢に移って嶺通山廣澤寺(曹洞宗)と名乗り今日に至っている。菅江真澄によれば、嶺通山は資料1にいう「賀波羅偈(川原毛)通融縣」の通融にかよわせた名称という(『雪の出羽路』)。住職の久米昭見氏の御好意で寺蔵の古文書を拝見したが、そのなかに、資料2と同内容の「川原毛硫黄山縁起」の写しがあった。したがって本縁起は、資料1のごとき広本と資料2のごとき略本の、二本が存在し流布していたことが判明する。

資料3 『つゐゆ、けむ川原毛の夢』(富谷松之助氏蔵)

竪三三・九×横二二・八糶。袋綴じ。楮紙に筆書き。表紙一丁、墨付き二丁。袋入り。

この資料は文字が流れすぎて判読がきわめて難しく、翻刻に際し字句の傍らに()を付け意味を付度して記した。それでも川原毛の地獄さながらの様子を述べた肝心の内容は理解できる。亡き子を慕って賽の河原で石を積む者、武士の墮ちる修羅地獄で苦しむ者、馬頭牛頭に責められる者、というように地獄巡りの有様が描かれている。

考察1

以上、三つの資料にいう「通融縣」「追陽縣」の名称について付言すると、菅江真澄の紀行記『高松日記』には川原毛山を「人みな通融県と呼べ」とあり、『雪の出羽路』には「追陽県とから名を附て人もはら呼なしぬ」とあるので、両者の呼び名があったらしい。

また後者では、「血盆経の由来記したるふみに」として、目連が日本羽州の追陽縣に来て地獄に墮ちた母を救済したという話を紹介している。この「ふみ」なるものは、「湯殿山、鳥海山」という靈地に血盆経十六部を納る事は、天竺の羽州の追陽県に准してなりといへり」というもので、内容が異なるから、ここに翻刻した資料とは直接、関係し

ない。しかしその後には真澄は、川原毛地獄の凄惨な霊場風景を書きとどめるほか、その善導寺（前湯寺・筆者）が真言宗の寺院で、三津（途）川村、稲庭と移されて広沢寺という禅林になったこと、善導寺跡に奪衣婆堂を建てたが焼失したため三津川村に移し建て（優婆堂）、それをいま十王堂と呼んでいること、この十王堂には多数の木像が安置されており、そのなかの五、六体は「弊とりもたるあり」という奇妙な姿をしており神仏混合した状況だったことなどを記す。そして、本来の血盆経にいう「追陽県を、また此河原毛山にたぐへもて通融県など書きなし、はかなくもあやしくも少童（おさなきもの）のあとなき物語などするが、ことに壮年（よきとし）をして髭かい撫て人の語る」とあるように、川原毛は血盆経に基づく神仏混合の真言宗的要素の濃い修験の霊場（天台宗も混在したと思われる）であったこと、その由来が人々によって語られていたことが判るのである。

ただし資料2は、「慈覚大師御作の面」の章をもっているから、前湯寺は天台宗だったはずである。しかしこれは資料1にはなく、あとで挿入されたものだろう。とすると、前湯寺は真澄の来たときは真言宗であったが、その後、天台宗へ変わったと考えられる。あるいは両者の混在する時期があったのかもしれない。

このように、以上の資料を菅江真澄の記述と重ねあわせれば、今では知ることのできなくなった、かつての川原毛霊場の実態と性格がおぼろげながら浮かんでくる。その点からも、貴重な資料なのである。

なお、管見によれば、秋田市源正寺（曹洞宗）と西来院（曹洞宗）に、『佛説目連正教血盆尊経』の版木が所蔵されている。その内容は目連が羽州の追陽縣に来て母を救うというもので、以上の解説で述べたのと変わらない。真澄が「血盆経の由来記したるふみ」として、湯殿・鳥海の霊山に納められた六十六部は、「鳥州」を日本の「羽州」に書き変えた血盆経だったと言っているのと一致する。だから、この血盆経

は湯殿・鳥海の山岳宗教圏内であった地方に広く出回り、各寺院で版木に刷られ流布していたのだろう。そうしたなかでの川原毛霊場であり、西来院、源正寺の血盆経であったと見ておきたい。

ところで、資料2の第一章「法羅山地蔵菩薩」は、資料1も2も本文は「法羅陀山地蔵大菩薩」と記す。これと類似の表記のものは、稲庭麓村の長楽寺に、「迦羅陀山（からたせん）ノ地藏大士 七寸計りにて空海の作也」（菅江真澄『雪の出羽路』）があり、本来は「羅陀山」と表記すべきものだろう。長楽寺はもと真言宗でのち天台宗へ転じている。

また資料1、2の「藤蔵姥の由来」は、真澄の同書に、「此上地に藤蔵が祖母とて、飯さらに喰はず、としいといと高き老女ありて、小野ノ小町の夢想にあへりとして死相ある人を見る事たなごろをさすがごとく、まさしう五里十里へだゝる処の誰が妻あす死なむ、あさて死なむ、けふこゝを行きたりといふ。またたれどのはこのくれに死すべし、かしこの村の老翁も某日には必ず死なんなど、みぬ人の上をさして云ふに露もたがはざりきとなん。天明のはじめつかたその身も死（みまか）りぬといへり、あやしき事からもはらかたりつたふ」とあるのとはほぼ一致する。藤蔵の姥の役割はまさしく三途川の辺にいてという奪衣婆の職能とびつたり重なる。この姥は、夢のなかに小野小町が出てきて誰々の死期を教えるので予言ができるというわけだ。奪衣婆と小町とが一体化し、藤蔵の姥という生身の女性に憑依していたことは、場所が三途川の流れる土地であるだけに興味深いものがある。

この藤蔵の姥の住んでいた三津（途）川村は、前掲書によると、昔は「優婆堂村」といい、その優婆堂に奪衣婆の木像が置いてあったという。真澄が来たころ、優婆堂は十王堂となり村も三津川村と名称が変わっていたのだ。あとで詳述するが重要なので先に触れておくと、この三途川優婆堂にあった奪衣婆木像が、やがて別の場所に移さ

れ小町の姿を彫ったという木像として転用・利用されてゆくのである。藤蔵の姥が奪衣婆であり小町でもあったということは、そうやってゆくための基盤・理由が、この地域に存在していたことを示すといえよう。

この項をしめくくるにあたり、翻刻資料を所蔵しておられる富谷松之助の著書『栗駒に眠る秘境 霊山かわらげ』(昭和四八年初版、私家版)と『栗駒に眠る秘境 名湯どろゆ』(昭和五四年湯沢市教育委員会)をあげておかねばならない。氏の著書では、地誌と伝承の究明に狙いがあるので、御所蔵の資料は部分的にしか引用されていない。今回、氏の御許可をいただき全文を翻刻・掲載することができたが、氏の著書には重要な発言が多数あるので併せて参照してほしい。

資料4 『出羽國仙北郡金澤驛珠寶山専光寺護法善神老嫗尊縁起』

(村山好信氏蔵)

卷子装。料紙は楮紙。筆写年次は新しく明治以降と思われる。内容は、小野良実が郡司となって小野郷に下り里長の娘大町との間に儲けたのが小町であった。良実は彼女を連れて帰京した。小町を宮仕えさせたかったが死亡。次いで母・弟も亡くなった。身寄りを失い故郷に帰った小町は、自分と同じように身寄りのない人々の悲苦を思い、その人々のため稚児教育の健やかなることを神仏に願い自像を彫った、というものである。縁起の後半部分には、この木像が長い間、「河原木(川原毛・筆者、以下同)の山に竊還して(盗み移しての意か)葬頭河(生塚)の奪衣婆なりと誤り傳へ」て来たが、文明年中、大江匡章(出家して念道)が川原毛を訪れたとき霊夢を見、これは前記の小町自作の自像だから金沢専光寺に移し奉れ、というお告げがあった。そのため移した、と記す。

なお、葬頭河(生塚)すなわちソウズカ、ショウズカは、三途川のこと、真澄は「みちのくにではさうず川とよぶ」(『雪の出羽路』)と言っている。

資料5 『老嫗尊縁起後証文』(村山好信氏蔵)

卷子装。料紙は楮紙。書体、体裁とも資料4に同じ。したがって筆録者も同一。内容は、『続日本紀』や大江家の記録をもちだして、資料5が事実に基づいた由緒正しい記録だと証明することに意図がある。

考察II

ここで資料4、5について説明しておく。資料1、2の第二章「三途川十王堂之由来」によれば、川原毛にあった前湯寺は無住となって三途川の辺に移され再建された。梅檀上人が身体火葬の荒行を行ったのはここであった(真澄『高松日記』にも)が、その後また無住と化し次いで稲川の小沢に移って廣澤寺と名を改めたのだ。その結果、前湯寺の跡には十王堂だけが残され、今も同じ場所に建っている。さて前湯寺の稲川移転は、廣澤寺の明治九年の書上げ文書によると、「天正年中小野寺上野守當郷早坂岳江在城節此郷二移住一寺建立中興開山鑑能勇照和尚也」此時羽後國秋田郡松原補陀寺と相成り(嶺通山廣澤寺ト改号ス)とあるように天正年中のこと。したがって、これ以降しばらくの間、十王堂(もと優婆堂。便宜上、以後十王堂の名称を用いる)は、主人を失って荒れ果てた可能性がある。後述するように、ここにあった奪衣婆の木像が、他の場所に持ち運ばれるとするなら、この時期だったと考えられよう。

さて、資料4、5は、小町自作の木像が誤って奪衣婆と看做され長いこと川原毛に置かれていたと言う。しかし、右手を上げ立膝で座る姿形は明らかに奪衣婆であり、間違っているのは資料4、5の方だと

思われる。

このことを説明する資料は多数あってこと欠かない。そのひとつをあげると、菅江真澄の『雪の出羽路』には、「此寺（野中山小野寺・筆者）に円仁大師、小野ノ小町の手ならいの反古を集て小町が百歳の像を作りたまひて此寺に在りしかば、人みな三途川の嫗といひわたりしといひ、またこと処にありしともいへり」（寺町村）とあり、小野寺すなわち横堀の向野寺にある像（これは紙製ということになるが）は、当時、三途川の嫗、つまり奪衣婆である、という噂ないし人々の共通認識があった。

さらに真澄は、宮内村の「嫗が窟」の項に次のように記す。小町は歳老いて都でさ迷っていたが、故郷が懐かしく出羽国に帰ってきた。まず山本郡の梵場が嶽に登ろうと思つたが老いの身ゆえに叶わず、麓の清水で手を洗つて嶽を拜んだ。そののち雄勝郡に来て、真言宗の古寺があつたという岩窟に住んで物乞いをしていたが、みずから自分の姿を木像に彫つた。その木像は死後、この寺に安置されたのだが、寺はやがて荒れ果てて庵となり小町の自像も煤けてしまった。それを「盗人がとりて仙北の郡へいしへの山本郡也」金沢にもていたりしをその寺にてはもともえしらで奪衣婆の木像とて人まゐりたりしに、近き世にそれとは知りたりけむ、小野小町八十歳の寿像と伝ひて人に知られけるとなむ」。

以上のごとき記事は、翻刻資料6、8（7にも関連記事）にも見えるから、真澄の採取した人々の噂ないし認識は、その後もずっと受け継がれてきたのであつた。したがつて、資料4、5の内容はそのまま信ずることはできない。第一、資料4では木像を小町自作の自像と騙いあげるのだが、真澄の記事によると、この寺では当初、奪衣婆の木像として参詣されていたのだつた。あとから小町自作の像という言われのあることを知つて、小町八十歳の姿の像としたというのである。

ところが、資料4ではこれを九十余歳の像と書いており、ますます信用ならない。この寺では、木像について引掲したような噂や認識があるもので、それに対抗するべく独自の由来書を創作したものであろう。おそらく大江匡邦が筆録したというのも架空のことだつたらう。

しかし私は、急いで次のことを断つておきたい。専光寺では何といても小町みずから彫つた木像として人々の尊崇を受けてきたのであつて、この事實は他の資料にどう書いてあろうとも決して崩落するものではない。どの資料も木像がこの寺に移動したことを非難していないし、真澄が記しているように江戸中期以前からすでに安置されている。ここでは、子育ての母親に乳を豊富に与える仏となつて鎮座しているのである。乳が豊富に出るかどうかは、戦後まもないころまで我々のせつぱ詰まつた問題だつた。そのころは労働力を牛馬に頼つていたから、頑強な牛や馬が育つかどうか大きな問題だつた。そういうなかで専光寺では、長い間、子供と牛馬を守り育てる仏として、小町の木像が厚く信仰されてきたのである。資料4、5の真偽はどうであれ、木像が人々に信じられ力を与えてきた事實は尊重されねばならない。

話を戻すと、私の関心は次のようなものだ。小町と奪衣婆とは互換しあう。これ自体珍しくもないが、県南部では、ひとつの木像が互換しあいながら人々に尊崇され、小町説話が語られてきた。それにともなつて諸々の地誌・縁起類が創られ、小町研究の書も著されてきた、ということである。断言する気はないが、この地域に色濃く広がっている小町伝承を細かく見てゆくと、もともと一体の木像を中心に小町伝承が展開してきたらしい、という局面が浮かびあがってくるのである。

たとえば資料6の対校に用いた『小野小町翁話』（翻刻の校異参照）にいたつては、木像は「野中山小野寺にありけるが其後雄勝郡高松村

の奥三途川原の十王堂の生塚姥に移しけるを盗賊とも徒らに仙北郡金澤村に持ち行きしや金沢の姥さまとそ諸人もてはやしけるとなん」と、きわめてはっきり述べる。小野寺の小町木像は、川原毛の奪衣婆へ、そして金沢の婆へと移った、と言っている。これは資料8の『小野小町實記』にも出てくる。もちろん、こうした文書は史実と伝承を織り混ぜて書くという癖があるから、すべてが信用できるわけではない。しかし注目してよいのは、横堀の小野寺に納められたという小町像も、横手金沢の専光寺にある小町像も、ともに川原毛の生塚の婆すなわち奪衣婆だったと指摘していることである。これが県南部における木像に対する人々の共通理解だった。また、菅江真澄の紀行記も、先に引用したとおり、この『翁噺』とほぼ同様の記事を載せていた。こうしたことを勘案すると、県南部の小町伝承には川原毛の奪衣婆およびそれを包む川原毛霊場の宗教内容がからんでいたらしいことが浮かびあがってくるのである。

秋田の小町説話は、天台宗の修験者が語り広めたことはまちがいない。なぜなら、奪衣婆の木像(小町像)があった川原毛の十王堂は、先に述べたように真言から天台へ、良實の建立で小町の菩提処と伝える小野寺(向野寺)も天台へ変わっている。また宗旨変えがあったかは不明だが、良實の居城があったという桐田の傍らの桐田寺は、小町が深草少将の亡骸を葬ったと伝える寺で天台宗であった。小町の遺物を伝える金庭山覚厳院も天台修験(以上、真澄『雪の出羽路』、翻刻資料6、7等参照)であった。ところで、この小野村の覚厳院について少し述べておくと、寺を開いたのは寺沢村小野寺氏の家臣、草井崎主管の内記の子で高橋某と名乗る人物。彼は最上義光に攻められて落城、のち出家してここで修験を営んだという。同じく内記の二男、高橋兵部之介は、天正年中に出家し桑崎本居久斯神社の別当となった。かつ真言宗の福正寺に入り、寺田山蓮乘院(覚善院とも)を開いたと

いう(『雄勝郡郷土誌資料』昭和三、四年初版。昭和五五年の複刊本による。真澄は開基を良實に伴って来た田明坊、中興を武多之助某という武士と記す)。このように兵部之介の覚善院が真言宗だとすると、その兄弟の開いた覚厳院も、おそらく真言宗の修験寺院だったとも思われ、そのあと両者とも天台宗に転じたらしい。というのは、小町の身の瘡を治してくれたという寺田葉師如来を祀った社は、もと寺田山葉師寺と称する天台宗の寺院で別当は蓮乘院が務めていたと真澄は言うから、このころ蓮乘院は天台宗に変わっていた。以上、小町伝承に深くかかわっている寺院は、真言から天台へと変わったものにはぼ限られてくるのである(こうした事情には、羽黒三山が江戸初期に真言宗から天台宗に転じたのに伴い、周辺の真言寺院も宗旨変えをしたことがかかわっている)。

したがって小町説話は、真言修験から天台修験へと引き継がれたものと考えられる。もしくは、真言修験のころは小町説話はあったにせよそれほど用いられず、天台修験になって強力に導入され、しだいに形を整え増幅していったのかもしれない。そうだとすれば、十王堂の奪衣婆が小町像へと転用されたのは、これらの寺院が真言宗から天台宗へと変わってからのことだろう。真澄の来たころ前湯寺(善導寺)はすでになかったが、もと真言宗だったというから、管轄下の川原毛十王堂もかつては真言宗だった。それが前述のごとく慈覚説話が入ったことで明らかのように天台宗へと転じた(資料3のあとの考察)のであった。おそらく宗旨を変えたことよって奪衣婆の木像は、もともとの性格を失ってもやむを得ない状況が生じたのである。そもそもこの地域には、三途川の藤蔵の姥のごとく奪衣婆と小町の一体化した人物がいた(資料1、2)のように、こうした転化・転用の起こりうる状況が存在したのであった。

憶測は慎みたいところだが、この種の考察にはある程度しかたがあ

るまい。今は以上の推定によって見えてくる小町伝承の推移の方が重要である。そこで贅言を重ねると、前湯寺が稲庭の廣澤寺に移動・吸収されたのが天正年中（廣澤寺の書上げ文書）だった。そして小野寺氏が最上義光に攻められ甚大な被害を蒙ったのも天正年中のこと（同所蔵「稲庭城主小野寺家系」）で、このとき、小町伝承と最も深いかわりをもつ連乗院（覚厳院）が開かれている。おそらくこのころか、それ以降の江戸のごく初期までに、巷間に残存していた小町伝承がこれらの寺院に入り、向野寺や連乗院を中心としてその布教活動の一環に加えられたのではあるまいか。

本稿は資料の提示に狙いがあるから、これ以上、言及することは控えよう。美貌ゆえの愛の驕りと老残の悲哀、そして九相絵に示されるごとき死相のむごたらしさは、小町のような美貌を誇った女性であつてこそふさわしく、その罪ゆえの墮地獄の苦患の厳しさも迫力をもつて絵を見る人々の胸を刺す。小町を素材に仏教的無常観を説き、それを観音、薬師、弁財天などの功験と結び付ける語りが、神仏混淆の修験者とその妻たちによって、巷間で盛んに語られたのであつた。

鬼子母神がそうであつたように、墮地獄の苦患を受けた人物は、反転して現世の人々の守り神にもなつてゆく。罪科による厳しい責め苦を受けた者は、罪科を厳しく反省したことで神仏の資格を身につけるのが通例であつた。小町も然り、やがて現世とあの世の地獄との境目に位置する奪衣婆の性格をもつようになり、また強力な功験をもつた仏の機能を負うことにもなる。だから、修験者たちによって小町語りのなかに挿入され観音その他の靈験譚を説く活動に利用されても、また乳を授け与える仏として人々の心のなかに生きたとしても何らおかしくはない。おそらく、述べてきたような諸々の背景があつて川原毛の奪衣婆は小町像へと変化し再び生かされることになつた。このように理解できるだろう。

資料6 『小野小町翁噺 全』（秋田県立秋田図書館蔵）

竪二四・三×横一七・一糎。袋綴じ。楮紙に墨書き。前遊紙一丁、墨付き本分一五丁。一面一〇行、和歌は二字下げて二行に書く。奥書は「文化十年六月吉辰羽州雄勝散土梅流軒識之 時に明治三年卯旧七月廿五日雄勝郡小安にて写之 手形東新町 鈴木良藏」。

作者の「雄勝散土梅流軒」がいかなる人物か今のところ不明だが、資料7の『小野小町考』には、「大夫梅律（津）其筆」と出てくる。文は五音と七音を巧みに組み合わせたもので、語りものとして書かれたに違いない。管見によれば本書は叙述の簡略化された略本というべきものである。そこで、校異には広本である佐藤信敏（後述）の蔵書本の『小野小町翁話』（楮紙、袋綴じ、竪二三・一×横一六・三糎）と対校し、略本にはない異文を掲載した。なお、『羽陰温故誌』（新秋田叢書所収）は『小野小町翁噺』冒頭の序を引載しているが、それは略本によっている。

考察Ⅲ

本県の小町伝承についての記述および研究は、ほとんど菅江真澄の『雪の出羽路』に負っており、以後はこれを踏襲して一歩もぬけられないという状況を呈する。本書はそうしたなかで執筆時期が真澄の著録と最も接近しているもので、奥書に信を置けばあるいはそれより早い時期の著作かもしれない。真澄の雄勝郡の地誌は文化十一年から始まっているからである（全集解題）。その意味で、先に引用した小町木像の数次にわたる安置場所の移動についての指摘は、すでに当時、巷間に広まっていた人々の共通の理解として認めることができ注目するのである。そのほか小町をめぐる七つの説話（七小町）を紹介し、その舞台がすべて横堀一帯の土地だと本書が強弁しているのは愛敬と

いうほかないけれども、とにかく当時すでに、小町が秋田の雄勝郡に生まれ、都に出て活躍してのち故郷に帰って亡くなったとする説が、この土地に定着していたことを示す。

右の小町が雄勝郡に出生し雄勝に帰還したとする説は、その間に宮城県玉造郡に行つて成長しそれから都に上ったとするもの、玉造郡に行かず雄勝郡から都に上ったとするもの、大別しうるが、本書は後者の説である。前者は、県内における最も早い小町伝承に関する言及と思われる戸部一慙斎の小町系図以降みられ、真澄はこの説に傾斜している。それだけ本書には小町を秋田の人として位置づけようとする郷土愛が滲んでいる。

ところで、こうした説を支えたのは、いうまでもなく土地に数多く残っている小町関係の遺跡や言い伝えの類だが、さらに『統日本紀』にあるという次の記事であった。「統日本紀曰東羽雄勝郡小野七郷者任出羽郡司小野良實故其跡柱礎尚存小野小町遺愛芍薬数株到于今花様爛漫矣」(本書の序より引用)。県南の小町関係の遺跡は芍薬塚を中心に直径約五キロの範囲に集中しているが、このように小町遺愛(言い伝えでは小町手植え)の芍薬塚が先で、『統日本紀』の記事が後となるから、いっそうこの土地に小町伝承が根付いてゆく。権威のある歴史資料が在地の小町や良實の遺跡に取材して書かれたとなれば、他の権威ある文献に書いてあることも、みなこの土地と密接な関係があるはずだということになる。こうして県南部には、文献に記す多数の遺跡が作りだされていったのであろう。本書がこの土地におよそ関係のない七小町の説話まで繰りだし、この土地に引き付けたのもそこから来ている。

しかし、「草紙洗い小町」の出来事のあと深草少将が雄勝郡に来て小町と再会し愛を交わしたとするに及んでは真実味が乏しくなり、翻刻資料8の佐藤信敏『小野小町實記』では、これを否定している。こう

した捏造による矛盾は、先に述べたように小町に関するさまざまな説が、一方で在地の伝承として存在し、その一方で勅撰集とその歌学史・注釈史、謡曲などの創作物のなかにあり、両方を何とか統一して△小町雄勝出生・帰還説▽を固めようとするかぎり避けられないことであった。それは古くより小町に関する遺跡、言い伝えを存する土地の言わば宿命でもあった。

したがって、そういう複雑怪奇な伝承・書承のなから何を取出すかが迫られることになる。「翁嚙」を例にとれば、小町と深草少将の再会譚は、寺田の薬師と小野寺の宗教と結びついている。雄勝郡で少将がなくなったあと、小町は身に瘡ができたが薬師の力で治った。そして諸国行脚のち小野に戻って自分の似姿の木像を彫り小野寺に安置し、父母と少将の菩提を弔ったということになっている。このようなどころから、寺院側の小町説話の利用方法を明らかにしてゆくこともできよう。同時に私としては、前述したように奪衣婆と小町が互いに交換するところに焦点をあて、小町伝承を成り立たせそれを包んでいる宗教世界を見直す試みも必要だと思ふのである。(補注73頁へ)

資料7 『小野小町考』(佐藤公秀氏蔵)

縦二五・〇×横一七・二糎。袋綴じ。料紙は楮紙。墨付き一六丁、遊紙末一丁。

本書は、『小野小町考』に補強のための表紙と裏表紙を付けたもの。奥書によれば、文政六年の筆。著者は「羽陰大館二階堂黒沢道恒」である。彼は、竹蔭、道形、昌長、誠濟、居易濟、長右衛門ともいい、太田錦城に学んだ経世家で多数の著述をものした。常州に遊びその見聞を『筑波根日記』に著し、他に『竹蔭隨筆』『高清水法の月』『秋田千年瓦』などの著述があることが知られているが、生年・没年は諸書によって異なり疑問点が多い。佐々木兵一氏の論考(『大館史談會誌』

第二号所収「竹蔭二階堂黒沢道形郷土誌の先駆者」昭和一〇年二月）がその唯一の研究で、これによれば明和四年九月三日生まれ、天保七年五月八日没、享年七十歳という。

内容は多岐にわたるので省略し翻刻を参照していただくが、本書は先にふれたように、菅江真澄の『雪の出羽路』を大幅に引用しており、その祖述といべきもの。内田武志・宮本常二編『菅江真澄全集』第五巻所収本と比較すると、本書が引いているのは江畑本と称する一本である。しかし、あらたに土師惟熊の説を掲出し、持説も少し記している。これによって真澄以降の本県における小町研究の実態が窺えるが、本書の特徴を一言でいえば、真澄の説を受けていっそう断定的に「小町雄勝出生・帰還説」を主張している。道恒は、この観点に立って地域の遺跡や伝承を解釈している。

翻刻したのは佐藤信敏の蔵書本。信敏はどこどころに頭注や朱注を施しているが、それも分かるように翻刻してみた。ところで、『小町考』にも広本、略本があった。翻刻した信敏蔵書本は略本である。広本として、大館市立中央図書館真崎文庫所蔵の『小野小町考』（竪一九・四×横一三・七糎。鳥の子薄手。袋綴じ）がある。校異には、この広本と比較・対校し、略本にない異文を掲げた。ただし、字体が違っていても読みや意味が同一だったり、表記が方言になっていて異なっている場合などは、異文でないかと判断し掲出しなかった。なお前後するが、この方法は資料6の校異でも同じ。

資料8 『小野小町實記 全』（佐藤公秀氏蔵）

竪二五・二×横一七・八糎。罫の入った西洋紙に墨書き。墨付き本文二五丁、前後に遊紙各一丁。ただし、序の直後と書写後の数枚に信敏の備忘録的な小町に関するメモ書きが記されている。これは翻刻から省いた。表紙の見返しは明治三八年の新聞紙を利用しているので、

このころ完成したと思われる。

本書は、黒沢道恒の『小野小町考』などを読み学んできた佐藤信敏が、それに批判を加えつつ持説を展開したもの。佐藤家所蔵の『佐藤信敏翁傳』（今野貞吉・筆録、写本）によれば、数多い著作をものした信敏は、そのなかでも『小町實記』が最も苦勞したと言っていたという。本書の片隅に記された備忘録的なメモには明治三年のことが記してあるので、そのあたりから小町について調べはじめ明治四十年近くまでかかって完成したのであろうか。このころは『羽陰温故誌』という膨大にして緻密な地誌が編まれ、信敏も『古今事跡考』数十巻を完成させている。本県の小町研究もあらたな段階に入ったといえるべきで、信敏は本書において小町と深草少将が雄勝郡で再会するはずがないと述べており、民俗・地誌の重視とともに、口碑伝承に対しても科学的客観的な研究態度が加わってきている。しかし前に述べたように、地元の伝承・遺跡等の小町と説話・文学作品中の小町とを、この土地に結びつけて統一的に把握・理解しようという態度は変わっていない。

三

翻刻

凡例

原文を忠実に再現することに努めたが、必要上、次の処置を施した。

- 一 原則として漢字は通行の字体を用いた。ただし旧字体であることがはっきり判る場合は原文の字体を尊重し旧字体を用いた。
- 二 句読点は打たず、原文のままとした。
- 三 原文にある頭注は、（頭注）として文中に入れ

た。

四 原文右脇に記された朱注は、朱注であることが判るように(朱)の符号を入れて記した。

五 原文左脇のミセケチはヒの記号で示した。

六 割注は、△、▽を付け、そのなかに翻刻した場合がある。

七 原文の判読できにくい文字は、その傍らに()、または(カ)を付け、そのなかに試みの読みを示した。また、判読できない文字は□で空白をけ(不明)を付けた。

八 仮名書きが続いて意味のとりにくい字句がある場合は、()のなかに漢字を入れて判りやすくなるようにした。

九 原文が誤っていてもそのとおりに翻刻し、その部分には(ママ)を付けた。

資料1

賀波羅偈通融嶮之由来

羽州雄勝郡賀波羅偈通融嶮之由来

抑賀婆羅偈嶮通山前湯寺境内通融嶮之由来を尋奉るに佛解説血盆經に説せ給ふ処の血の池地獄を始一百三十六地獄の形勢靈々として此山谷に頭ハレ今生の悪人己と作れる罪業日夜其形を顯ハすに閑暇なし或ハ土中鳴り動き又は大地に煙の吹出るも有清める水濁れる水の涌出る姿も有種々虚空滿の其形勢如何なる佞奸邪智の輩も眼を驚かし膽を冷さぬハなかりけり然るに往昔く如何なる因縁にや日蓮尊者の御母冥途に趣き給ふ折から此地獄にさまよひ来られ悲ひかな今日ハ何地獄明

日は何責と苦患まぬかれ給ふ閑もなくおわせしに日蓮母の墮獄を悟り給ひしかと自業自得の罪科なれハたやすく是を救わん事我力の及ぶ処にあらざり仰き願くハ師の命を受願力をかりて數獄をさかし早くも責苦を救わんものと如来の御館に至り其由を語り給へバ世尊是を憐み給ひさあらバ我汝に神通の功力を授ん間此法を具足して南州に趣き三地獄の内を悉く尋巡りて母の呵責を救ふべしと有けれバ日蓮頓て御いとまを給り既に神通自在なれハ忽ち日本の地に到り奥の宇曾利山を始として段々出羽の國賀婆羅偈の地獄を尋ね給んと高松村の邊りに到らせられトアル谷川を忙然と御覽有て水面に梵字の浮れ流るゝハ是が一ツの不思議ならんと川傳ひに水上に尋ね行給へて通融嶮に登らせ給へしか其処彼処しんくたる地獄なれハ果して此地獄中に我母のおわせしにハ疑ひなしと狂氣の如く駆け巡り給ひて残りなく尋ね給へしか有謂地獄中有に哀れや飢たる餓鬼地獄血盆地獄の其中に女の泣声扱こそと暫くイミ見給へハ姿ハやつれ果たれとも佛ハ我母に等く見得てなつかしやと面をつくく見給へハまかふ方なき御母也尊者も今ハゆめうつゝ願力不思議の功德にて巡り逢ふたる嬉しさよと暫し悲嘆にくれさせ給へしか最も其日ハ七月十五日の事なるに無上大法會を供養せんと自ら芦の簾を編れ給ひて精霊棚を営み給へ血盆解脱の經を讀誦し餓鬼の飢渴を飽滿し無量の願力にて母の業苦自ら消却し再び對面せし事は偏に師のおんめくみと悦ひの余り即坐に足を踏み手を揚げて踊り給へハ傍なる餓鬼も此さまに一統して思ひくゝに踊り出せしと也此時より餓鬼踊りと言事始りしとそ故に此処を施餓鬼壹と唱しなり其後日蓮梵僧に姿を替此通融嶮に御母諸共暫く山居し給へて近境の大衆を集め菩提供養を執し給へハ御母御悦不斜ましくて老の身の慰ミにとて日々に藤をたくりて糸をうみ布を織り読經大衆に施し給ふなり夫れより布施と言事始りしとかや

又仁王三十八代齋明天皇の御時七月十五日盂蘭盆會始りしも日蓮の精

靈祭の旧例を引しにや万民の踊りも餓鬼踊の姿とかや其後承和の頃慈覚大師発願し給へて檀波羅蜜の行を立給ひ我朝の靈山深嶽を巡拜の折から此山に到り給ひて往昔目連の菩提を供養なさせられ又目連の事由を尋ね給ひ則下向し給ふ折から遠野の石と言有此石より不断血の流るゝ支不思議なりと暫く御覽して夫より濟度坂を通らせられ三途川と言ふ処に暫く休らひ給へ通融嶮のいわれ悉く尋問ひ給ひ大師此時地藏菩薩の尊像を造立せらひ此尊を法羅陀地藏と稱し嶺通山前湯寺と号し長く三界の得果を供養し一千日の行法を執して其徳を後世にゆつり給ふ此処を浄土長根と言しとそ最も此山に一度歩み運ひ身の罪を懺悔して恭敬禮拜する輩ハ現世ハ諸の障碑を免れ未來ハ三途ハ難の血盆等の苦を自ら消除して速に九品の金臺に到らせしめん支目蓮尊者慈覚大師の御哲願也必ずしも疑の心を信ても可信ハ此靈山也

三途川十王堂之謂言

今人の知り給へる十王堂ハ往昔嶺通山前湯寺賀波羅偈に有りし時人里より行程遠き深山の事故僧俗の住居六ヶ敷中古三途川に引移し再建して年久しく寺務致せしに其時の住持梅檀上人と号して名にし負ふ智識なりしか數年此山に山居して後自ら入寂を悟り或時境内なる菩提樹と言木に登り三七日の間座禪して掌に油をつきて十指に灯を燈し謂有經文を讀誦して自ら火葬となり其樹よりいつとなく骨舍利降り落けるを拾ひ集めて塚を築し処有此処を梅檀塚と唱ふ又長祿之頃奥州仙臺岩城より来りし僧此寺に住せしに其砌前湯寺を同邦稻庭の小沢村へ曳移し嶺通山廣沢禪寺と改号し其寺跡の境内梅檀塚十王堂于今諸人の知り給ふ処也

三途川藤藏姥の事

元和の頃高松の沢上地村に藤藏といふ者あり其家の姥となれハ代々亡

者の冥途へ行を見る支日々なり案するに是通融嶮に行しものならんか果して姥か処へ立寄らぬ者もなかりしに何れ夫々にいとま乞して姥さま只今参りますと門口より喚んで行も有又夜行ものに起さるゝ時も有或ハ面白さうに鼻唄杯を唄ふて往も有又ハ我身を口説泣ながら往者も有みのかさわらんじ杯を忘れて跡より仕送呉よと姥に傳言を頼んで行もの亦ハ結構なる白装束或ハ貧しき姿に糞杯をきて往も有何条亡者の事なれハ眼中うるみ面色青く身体やせたる其形勢目もあてられぬ風情にて誠に生塚の姥と言ふハ我事なるへしと酒に酔たる折々杯ハ姥か己と世の人に物語りしを聞傳ひ書記すもの也

天明年中此藤藏か家断絶して末孫枝葉に及ひしか今に亡者を見るといへとも先祖の姥の遺言にて人に語る支なしと云々

須川村高松字高野宮原岩蔵ヨリ借覽

昭和廿六年二月十五日写

富谷安信

資料 2

羽州秋田川原毛硫黄山縁起

川原毛追陽縣縁起

法羅山地蔵大菩薩

抑川原毛嶺通山前湯寺之由来を委しく尋るに往古天竺の靈鷲山會上の釋尊も羽州追陽縣一ツの血盆の地獄ありと解脱血盆經に説き給ふ如何成因果にて目前の悲母の苦患ハ日本百三十六許の波底の地獄に墮し給ふ神通力の目連も自救ふ事ならず如来の御座之乞願衆僧に威力を借し給へ神通力を具足として日本出羽の國ニ下らせ給へ母の墮地獄を尋るに昼三度夜三度梵字の流るゝ川を御覽んじて此水上を尋ねんと追陽

懸に登らせ給へ悲母の苦患を救わんと七月十五日自恣の日自ら芦簾を編んで精霊椽を掛たまへ無上大法會を執行して餓鬼の飢渴を飽満しに母も忽ち生天し△此処を施餓鬼臺と唱しなり▽時に衆僧の施しに布の衣を解いて上給ふ此時より布施と書れしとかや又は餓鬼踊と云も此時分始まれしと則盆踊是也如斯精霊を祭り例ありと云へとも世に行もの稀也人王三拾八代齊明天皇三年丁巳七月十五日盂蘭盆會始め給ふなり其後慈覚大師發願して檀波羅行を立給ふ夫より諸国山々拜禮し承和七年中の四月上旬に出羽の國雄勝郡之川上ミに高松村の行向き廣野の中に傾きたる一ツの石に腰を掛んとし給ふに赫に染たる血汐の石扱もふしぎや実には冥途の道とハ是成かや産屋に果し女人の業と猶も不便と思召向の野道賽道坂を打過て三途川原に暫く止りて天笠も音高き追陽縣に登り禮拜観念して法羅陀山地蔵大菩薩と奉勸請嶺通山前湯寺と号して一字の庵を建立し有縁無縁を供養して一千日ほど爰に止り給へける△此處を浄土長根と唱なり▽此山え一ト度歩ミを運び信向の輩ハ現世ハ災難中妖を遁れ未來は三途川の苦患を遁かれ血盆の地獄を余所に見て九品の金臺に至り寄んとの大慈大悲の御誓願也信んしても可信ハ此御山也

承和七年四月廿四日

嶺通山前湯寺

三途川原十王堂の由来

抑川原毛嶺通山前湯寺ハ斯し深山の事なればいつも無住成事故三途川に移し奉る嶺通山前湯寺と又庵室一字再建しける其時の住僧ハ梅檀上人と号して善知識なり数年山居して老て死する時は菩提樹と言ふ木に登手の拾本の指とより油火を燈しなから御經を讀誦して身體火葬となりて骨は舍利と成りて降落けるを拾ひ集めて塚に築きける所を梅檀塚と唱し也又其後奥州へ来る住僧は前湯寺を稲庭沢目に引き越して嶺通

山廣澤寺と改名せし也跡は寺屋鋪梅檀十王堂斗り残りける也

彦左衛門

長録三年七月廿四日

我朝にも此處にも血の池地獄彼の處に有といへとも釋尊説經には只羽陽追陽懸に一の血の池地獄有而之解脫血盆經に説き給ふゆへ梅檀上人の御時代迄ハ衆生濟度の爲に此山都婆を立させ血盆出すといへとも終には無住と相成打絶たり御信心之方は都婆を立御參詣可有之なり

慈覚大師御作の面

往古日連尊者悲母の墮獄救わんと追陽縣にのほり白芦簾を編んで精霊棚を掛給へ数多の羅漢達を頼ミ無上大法會を執行し給ふゆへ餓鬼の飢渴を飽満し母も忽ち生天し△此處を施我鬼臺いふ也▽其時数多の餓鬼とも余り嬉しさのまゝに手拍子打ッて踊りける是を餓鬼踊といふなり其後慈覚大師承和七年盆中の頃追陽懸に登山の時若者数多集り色々の面を冠り奥念佛を唱なへ彼餓鬼踊りを始めける慈覚大師余り面白く思召され我も一面寄進せんと面うち自ら造立し若者へ授け給ふなり若者其難有頂戴して守護し踊り仕舞は即前湯寺へ納めける此踊り縣舞と号し此例を引毎年盆踊りするなり

承和七年申七月廿四日

藤藏姥の由来

抑先祖は三途川へ分出し人なりとかや上地村にて藤藏と言ふ者有彼の姥代に傳りて死して冥途へ行もの立寄らすといふ事なし昼往くも有又は夜往くも有夜は起さるゝ事もあり姥さま〳〵只今行くと暇乞を述て往くものも有又面白そふに唄ッて往ものも有一人は我身を口説き泣てゆく者有る筈或は草履杯忘れて跡より仕送つて呉れよと頼みて往く者も

有又ハ結構成白装(ついで)述(ついで)にて往くものも有又ハ貧しき形りにて破れもの着てゆくものも有青く瘦せ衰へて身の毛も余立ほとこの事て誠に生塚の姥とは我事成かや去れハ迎人に語るも恥かしく言ふ事もならずして瘦衰へて暮しける然れとも彼の姥酒杯吞ミ過して碎たり紛れに語りける也右藤藏家天明年中の頃断絶せり子々孫々之者今死人見ると言へとも人に語る事なしと言ふなり

資料3

つるゆふけむ川原毛の夢

たへら行脚僧

文まつる文月のけふ杖を出羽のつるゆふにまけぬもつるゆふけんは(追融解)由意(故)ある者(比)して比ほと氏の給にそ蔵る部はそは力ある程の者(者)に答ふの(口)したまのあたりのき(口)に主のいわんもほるなければ一夜を川原毛(山)となん温泉の小屋に宿をもとめはちをよけて夢を結ぶ夢の世(有)のありさま(有)やかゝる土地みこそすらん(地獄)しこくとなんいふめるかす(数々)の中(中)にまつ聞をはせ見む是をさへの川原の水に漫(漫)かだ方菩提の石をくみ涙を袖につみなき子のあとをしとふ思いをあらわしかのきくつるきのやまを左手に見なし右手にす(す)ましの聲(声)のきこへければあないにかたのよしを問ふ(問)をもたさる聲(声)のすさまじきとてむかし左衛門といふものゝふのためつせしなとそこはかのうかたりぬ何(何)なん悲しみのをへをひへたる絶載にはえんま(閑鬼)のてふにせつし八幡地獄となんぜなる哉絶載より数千丈の下にもへ出ん炎の烟りこれぞ目さまして漸々禁ともいへぬらんしはしほのいき(息)をやすめ邊りに数の小屋のありければ是もあやしの往居やと石原(石原)を(ひね)ある(案内)ないにたつぬされやこの小屋はこれより法せりをへたじいへや何某(何)といふ人のなせる仮の住居なりと答ふまぼろしのさきわへかゝるするときかたへとも金をもふくるかめつ(牛頭)つ

にせめらる(不明)と人に諺のたとへ(不明)いミ大しのいふめれとにはあるゆへと黄門卿のことわりをかへし佛も金剛陽理を説たまへしを思出(思)に尚たつねは主のなきを問ふさわ汝心事や主は命の道のあかり(道)の道を悲しく莫かれの聲人となりしときいと所にはそへそれに悲しみ此是になつミ

あたらしきたまのまつりや瓜茄子

大乘妙典の庵もやかても千年のうつ(現)にまぼろしのいろりをさまし大あくひして身のせん(先)ひを悔(先)珠数をもとき称念念佛にひと夜を明しぬそつと身に秋をしりけり神あらし

附狂

川原毛の宿は小栗のなりしにや熊野にまさる

温泉のいきおる

資料4

出羽國仙北郡金澤驛珠寶山專光寺護法善神老嫗尊縁起

此壇上御厨子の内に安置し奉る御木像は小野小町姫九十餘歳の御容貌なり抑この姫君の種姓を尋ねまらするに小野良實朝臣の第一女子にましませり扱その良實卿は人王五十一代平城天皇の大同年中に出羽の郡司に任せられて當國雄勝郡に下りやかてその官舎に屈住し給ふ故にそのところを小野の郷といふなりこれらの事かつまた小町姫手植の芍薬の由来などは續日本紀に見えたりさて又爰の里長か娘に大町といへる美女を御覽して即ち妾となし給ふ既に年月積り重りて一方ならぬ躬となりやかて一女子御誕生あり是を小町姫と申す如此名付たる故はその母きみを大町と申しければ取敢ず小町とするかし古老の傳にも又舊記等にも見え侍るさて小町姫成長したまふに随ひ容姿の美麗なることは御腹大町に十倍し給へる故に御父良實卿の御喜悅斜ならず御寵愛も

浅からず然る間に任終て都に帰り給ふ時には御姫をも同車にて参登りたまふ爾時良實朝臣私かに思召さるゝやう此我娘小町姫は世に超て容顏うるはしく給て何事も衆に勝れて在けれハ事につけ雲居に聞え揚て玉の眞床遷く宮任へ成さしめはや又然なくとも官位高き御方にも睦はしめんなども思ひ量り給ふと雖も其事果所々しく相整はずわりなくも春秋を送り迎へ給ふところに猶しも有へき事ならねと小町姫御齡二十歳未満にして御両親に後れ給ひ猶又小町姫二十一歳頃一人在ける御弟君も雲がくれ給ひぬその後ハやう／＼よるへなき縁獨の身となり雲井に昇るへき便りを失ひいつちにも縁所なき流浪の姿とふりかハりたれハある人を戀れとも復ある人に慕はるれとも親のなき躬は如何にせん今ハ誰有て妻に嫁らんと望む者もなく成果ぬれハ小町姫歎息のあまりに

いろ見えてうつろふものは世の中の人のこの色にそありける
わひぬれは身を浮草の根を絶てさそふ水あらはいなんとぞ思ふ

花のいろは移りにけりないたつらにわか身世にふるななめせしまに
あるはなくなきハ数そふ世の中にあはれいつれの日までなけかむ
なと此外さま／＼歌詠みて昨日と今日と飛鳥川瀨瀬をかハる苦の浮世の形勢を嘆き或ハわか身をもかへり見たる意を詞に顯ハし其後古郷に帰り情思ふに凡そ人と生れたるものゝ父なきはかり貧しきはあらし譬へは父なきハ母に乳なきか如し然れハ此世に生れ出て母なきもあり又母あれとも乳の乏しきも世の中にハ甚多しと聞くからに我今より乳なき稚児を補助養育せむと神佛に誓ひを立て此肖像を末代に残し給ひしなり然るを数百年間彼の雄勝郡なる河原木の山に竊遷して葬頭河の奪衣婆なりと誤り傳へたりしを人王百四代後土門天皇の文明年中に入道大江朝臣匡章出家して法名を念道と称すこの卿や諸國行脚の折しも河原木に一宿す其夜の夢想に仍て當國仙福郡金澤山の麓に遷之と云々その時の詠歌に曰く

法のあとたつねめぐりて出羽路に小野小町の末も見るかな
とあり方今金澤驛珠寶山専光寺に安置し奉る老婆尊則ち是なりかれ諸所に虚説ありと雖とも必ず惑ふことなかれ今日此御前に詣てたる人々その家を大切に其躬をも大切にま常に一心にかくる輩此御姫尊を深く信し厚く念し奉れば乳味を授け與へ給ふ厥上百歳までも無事息災にして子孫繁榮長寿円満疑ひあるへからず各恭敬尊信愈ることなく慎みてよく／＼拜禮を遂られなは自他平等利益際限あるへからずんは幸甚幸甚

資料5

老嫗尊縁起後証文

小野小町姫の舊跡は世に多しと雖も其本據を明詳すること能ハす故にその縁起も證とするに足らざる者おほし

玉造小町といふ書あり是を世上に信用する人もありといへとこれはた取るにたらずと云へりこは弘法大師の作なりといへとも大師ハ小町よりも遙か以前に入定せられたりしからにかてか小町か身の終りしことまでを委しく認めおくへき由あらめやかつ又その玉造といふ冊子は阿部の清行か作なりといへるも非れりその実は三善清行か筆るるよし古書に見えたり

京都五條東。渋谷に大きな小町姫の立像ありき

和泉と紀伊との國境にも小町姫の肖像と古墳ありき

近江國逢坂山の古関跡にも大きな立像ありき

こはいはゆる関寺小町の遺跡なり同國滋賀郡小野邊は厥昔小野氏の父祖たちか永住ありし地なればとて後に里氏らかその御靈を村社と齋き祭りて一社を篁大明神とし今一社をは道風大明神とせり其傍に小町姫の石塔といふも有りけり此邑に永く居住なりし故に姓を小野となし

たる由ハ世人のよく知るところなり

そもそも小野良實朝臣か出羽の郡司に任せられて住み給ひし村里に
あれハ即ち卿の姓を傳へて以て小野村といひ慣ハしたること更に疑ひ
なし然るを古典には良實卿郡司になりて小野といへる村に下着ありし
やうにそ見えたる此たくひの事後人かいにしへに遡りて作るものには
如斯久勢ハしばしばあるを讀者よく心得てよかし

續日本紀曰東羽雄勝郡小野七郷者任出羽郡司小野良實云々故其真
跡柱礎尚存有小野小町遺愛之芍藥數株花様爛熳矣

江家記録云人王百四代後土御門天皇文明年中に入道大江朝臣匡章
出家して法名を念道といふ此翁諸國行脚の後ハ近江の高嶋に構幽居
大永七年正月十六日寂享年八十八歳と見えたりこの老翁が小町旧跡
の事ども記されたり然るを今是の縁起の條件はその本記をよく見なは
ゆめく疑ふところあるへからさるものなり

大江朝臣龜川匡邦誌

資料 6

小野小町翁噺 全

序

爰に出羽の國雄勝郡駒形の庄小野の里に享保年中の頃かとよ小蝶と言
し誹人あり若年の頃新庄領金山の宿に居住せられし羽長房の門人し
て哥道を好みて小野の小町の画像を床に掛けて悉く信向することおふが
たならず或日平城村に風雅の友數多集り誹諧あり小蝶聞と等しく是能
樂しみならんと急き會合致しける終日慰み暮し既に夜の四ツ時に及ぶ
皆く立別れけるとなん小蝶も暇乞して其座を立しが夜も更深に及びし
ゆへ直道を歸らんと趣けるに終道に踏迷ひ方角を失ひけるとなん小蝶
如何ハせんと見廻せば東山根と覺しき方へ火の光り見へけるゆへ未だ

寝ぬ處もありやせんと立寄り見れハ縋の賤の庵あり樞に立寄り音信け
れハ老女一人おハせしゆへ小蝶申けるハ我ハ平城村に誹人あまた集り
誹諧せしが歸りなり誹道に難題有て句を綴る事ならずよつて是を思案
なから歸り思ハす道に踏迷ひたりと言しかバ老女答へてさあらハ暫く
休候得と言小蝶然らハとて庵りに入れバ老女いかなる難題に候やと問
ふ小蝶申けるハ今日の題に

○憐む神のなきよなるかや と言し題なりと答ふ老女取あへす其題に
上の句綴りて哥にし給へ予が上の句讀てやらんと○月はさへ心ハ曇り
はれやらす憐む神のなきになるかや と答ふ小蝶大に感心し此老女凡
人ならずと思ひ御老后の御器量尋常ならず壯年の頃ハ哥道にも勝れ給
ふへしと言へバ老女答へて我若き時ハ小町の跡を慕へ哥道も学ひたり
と言ふ小蝶然らハ小町の事御ぞんし候やと問ふ老女答へて小町ハ大同
四年に出生昌泰三年迄九十二歳にして隱逸せし事を委しく語る夜も更
けれバ眠らんと言しが小蝶も少し眠りけるが良有て目を覺し見れバ庵
りもなし老女も居らず小野の芍藥舊跡とある石碑の許に伏し居りける
寔に彼の老女ハ小町の靈魂ならんか小蝶が夜話によつて小野小町翁噺
と題号して後世の笑ひも恥ず爰に誌す而已

羽陽散士

梅流山人誌

文政十三かのへ寅の

はつ春

小野小町

讀日本記曰東羽雄勝郡小野七郷者任出羽郡司小野良實故其真
跡柱礎尚存有小野小町遺愛之芍藥數株到于今花様爛熳矣

小野芍藥

花ハ一重にて大輪なり色白くながはうすむらさきたけハ五尺にあま
れり其数九十九本今に増減なしといへりかりそめにもこれを手折ハ
かならず雨降る事奇也

小野小町翁噺

抑小野の小町の事ハさだかならずと古今集にも書れしにや往昔の草紙
杯見るに天の押照の尊より傳ハリ代々近江の國慈賀郡に住し人なり
大同年中の頃^{十一代平城天皇}より出羽の郡司任せられ藤氏小野の良実
卿始て出羽の國に下らせ給ひ小野の里へ住居せられける其後町田次郎
左衛門か長女お町迎美目質人に勝れて美しけれバ良實卿の妾にそ給
ひけるが屋夜籠愛淺からず年月積り頃ハ大同四年の春女子子老人生
しけるお町か子なればとて則ち小町と名付ケ乳やめのどを附添て昼夜
かしづき勞ハリ養育す姿や質美しく生れなからの菩薩の容只才智ハ人
にすぐれたり月日積りてはや七歳の夏の頃月の冴たる夜すがらに父は
小町を誘ひておもでに出て向ふに見ゆる和田の原九十九森八十嶋の所
縁の松も有りと聞いづれ所縁の松やらんと宣へバ小町ハ向ふに指さし
て向ふの岡の二ツ森峯に立たる本こそハ所縁の松と申なり扱も不思議
の児なりと父も肝心研きけるかゝる才智の児なれば月増日増年増に器
量も勝れ智もすぐれ詩哥管絃にすぐれたりはや十三の初春に父ハ誘ひ
都に登り雲井の花の色まして咲せて見たき親の身の愛や彼所の詩や哥
の雲井の友に交りてまけずおとらず小町か器量姿や質美しく情も深
く日の本に並ぶ方なき智者と云誠に賢美の哥人なりと都の人も感じけ
る古今集にも小町ハ哥の聖なりと紀の貫之か撰れたり是日本三十六歌
仙の老人にして其名も高く聞へけり
人王五十一
三代 淳和天皇の御宇天長元年六月中旬の頃迄天下大に魁して小町
に雨乞の勅宣ありしに大友の黒主是を讓し中々女性の及びかたき事に
奏しけれ共止を得ざるの宣旨なれ小町廣沢におゐて雨乞ありしとなん

ことわりや日の本ならば照りもせめ

さりとてもまた天が下とハ

と詠吟すれハ忽神冥感雨有て萬氏よろこび給ひけるとなん是を雨乞小
町とハ云しと也^{四代仁明天皇}の御宇大内にハ凡河内の躬恒や壬生
の忠岑等左右に着座ましめて水邊の草の題を給ハリしに小町有難し
と

蒔なくに何を種とて浮草の

浪のうねく生ひしけるらん

と詠吟あれバ黒主是を拒ミ古哥なりと争ひ萬代集に似せ筆を入れて
書載ける萬代集は^{四代元正天皇}の臣井手橘の左大臣諸兄卿の選せ
給ふ書にして七千余吟ハ小町もそらんじ掌にありけるが小町似せ筆の
謀事とハ思へども推さんするも女の身然る所に文屋の康秀深草の小
將是を教へ給ふ其時殿上の人々こかねの椀に水を入しろかねの盥取
りそへて小町か前にぞ置たりけりりんげんなれハうれしくて落る泪を
おさへつゞ玉たすぎをむすんでかだにうちかけいざや草紙を洗ハんと
立寄りさうし取りあげてげにやつたへ聞頼泉に耳を洗ひしハ濁れる世
をバ清くすまさんとの爲となり春のうだをあらひてハ心も一しほの
とけて霞の袖をそゝかん冬のうたをあらひてハたもどもさむき水鳥
のはねに置たる雪霜のきへやすぎこそうれしけれ誠におさまる御代ハ
すみよしの久しき千代の松きしによする白浪さつとかけてあらわんと
くりかへしくあらひて見ればふしきやな数々の其哥の作者も題も
文字のかたち少しもみだるゝ事もなきに入筆なれハ浮草のもじハ一字
もとゞこほらず皆ことくきへにけりあら有かたの御事やないづも
すみよし玉津しま人丸赤人其外此邊の守護神の御ちかひぞとふしおか
みよろこひをなし色をなをしいそひで御前にさしあげ奉れバ君を始奉
り一座の人く是ハふしぎの事なりとて小町かすかたを見あげ給ふ果し
て似せ筆露頭して黒主罪に處せられんとなり小町ハ弥々其日の手柄と

人々称せられるとなん是を草紙洗ひ小町とハ云しとなり

傳に曰黒主此時罪に處せられかゝミ山に捨られしとなん鏡山にて一首

へかゝみ山いざ立よりて見てゆかんとしへぬるよをおひやしぬるとゝ詠しける

小町も今ハ都の友に交りて昨日今日とハ思へとも最早数年の京住居余り長居の事なれハ儘にならぬも浮世のならひ名残おしくも月花の友に別れてあぢきなや花の都を振り捨て出羽の国小野の里へぞ歸りける爰に又四位深草の少將ハ小町ハ古郷へ歸ると聞日外やちらと見染たる戀の梯かたはせうくも届ヶ兼たるむねんさよとさまく工夫せし處に今度出羽の郡司一人にてハ叶ふまじ深草の少將を都代職との宣旨なり幸ひ雲の梯と深草わけて少將ハ出羽の国へと急ぎける小野の里より十八丁北東の隅爰に居城を定めつゝ今に残りて平城とハ唱へしなり又良實も同役の事なれハ互に出會陸ましく民も豊に納りて日出度國とハなりにけり然る所に少將ハ戀の梯とゞけんと文の数々遣ひけるとなん古郷にて小町も今ハ小野の里玉造り野と黄昏にさまよひ来る秋風も身にしみわたるいとすゞぎ花鳥風雅の友もなく刈残されし女郎花ありし都を思ひつゝ今の齡の此姿我がなりひらの替らてや又もあなめと雲井の地花の都とあごがれて心の慾の徒然に

梯の替らて年のつもれかし

たとひ命にかきりありとも

と詠しける夫より少將の文を開きしに身にしむ野邊や深草の戀の玉章くりかへし小町も今ハ草紙洗ひの恩と云四位深草に文の数々こまくと戀口説くがれし身の因果流石女の身なりせば岩木にあらぬいな船の詮方なきの返事文櫻重ねの薄やうに文こまくと認めて紅葉の小枝に結ひ添て三輪の神の宣ならて夜の使ひのゆるさせ給へと乳の姥をぞ頼たのみて夜も深草に遣ひける少將文を見給へバ雲井名高き小町か筆其達筆に書流したる筆の艶うら一首

忘れじの元もとの情の千尋なる

深き思ひを海にたとへん

幾夜も通ひ給へと思ひ候しかと百夜ハ小町が母の喪なりせば逢ふて逢れぬ我が身のつらき難むづか面も少將ハ九十九夜迄通ひしが終に焦こがれば果にけり四位少將の辞世に

戀死なん身ハおしからじうきの世に

罪つむ君の身こそかなしき

と詠しける 是を通ひ小町とハ云しとなり

小町も今ハ仰天し夢かうつゞか玉の緒の絶んばがりに泣しつむ夢にうがるゝ心地なり小町漸く顔をあげ比翼連理のかだらひもかわればかわる世のならひ去りてとてハなげくましやと涙をはらひ少將のなき骸を則天台桐田寺にぞ送りけるとなん

。注云良実卿の居城ハ桐田と云所なり其傍に天台宗にて桐田寺と云し寺あり今禅宗に改り平城に移し桐善寺と成る跡ハ桐の木田と唱へしなり

。又云其傍に小野の芍薬旧跡と有る應永の頃に立し石碑あり今ハ婆公石と唱へしなり

。又云小町か少將への返事文を預ヶ遣ハせし姥の居りし村今ハ御返事村と唱へしなり

其後ハ小町も狂氣して生涯住居定めなぐ身をやつしても元より美女の事なれハ数多の人に戀したわれて果さぬ時ハ我身の罪と心うがるゝ折をからに思ハず瘡を身に請て寺田の薬師に籠りける百夜の事の願なれハ嗽う沐浴身を清め信心こらし給へ共九十九夜にもしるしなく御手洗み沼の水もつき其甲斐更にあらはや小町神前に立て恨めしくや思ひけん一首

薬師とは薬の神とかゝれしに

神や佛の名こそおしけれ

と詠し暫く休らひすやく／＼眠りけれハ霊夢なるかや御聲あらだにして

村雨は只一時の事なるそ

其所に脱き置己がみのかさ

との御利益小町ハ^{ハット}目を覚し見れハ我か身のかさもなし^ラ有難き御
 利生^ま立たり居たり伏しおか^ミ心もいさみいそ／＼と又小野にそ立歸
 り夫よりも深草に隠れし人の戀しくも少将の廟所に至りきへにし人の
 かたみとて泪ばかりや残るらんと石碑のもとにひれふして歎き悲しミ
 名残をおし^ミきへ入るばかり暫く泪にくれけるが小町心を取直し是よ
 り諸国修行して先立し少将の二世安樂仏果菩提を吊ハんと小野に歸り
 姿をやつし諸国行御を心ざし又も古郷を振り捨て薬師の前を通りしに
 日頃の謝礼の詣をせんと御手洗沼に^テ嗽沐浴身を清め社内に入れ
 バ^ラ如何に俄に月水下りける小町歎き^テ恨めしや情なや女に生れし身
 の因果おきのうハ風思ひの露暫らく時を移しけるか一首
 先の世のこせうの雲のはれやらて

月のさわりとなるそかなしき

と詠じしハらく歎き悲しみて立歸らんとせし處に俄に社内鳴動して御
 聲あらだに御返哥あり

元よりも塵に交る神なれば

月の障りも苦るしかるらん

と^ニ^テ^ハ^ハ^ハ^ハ御神託^テ有難しと合掌し神前を伏拝^ミ信心^ヲ感じけ
 る小町ハ爰で浮世の^縁切^リ捨^テ錦の褥を引替^テ行脚の姿と身を^やづ
 し夫より諸国修行して^經廻^ル内に再行^ル齡^ハ七十七^ニ藜^ノ杖^ヲ扶^テとして
 また芍薬に残る戀古郷戀しく歸り来ていつ取りあけぬ白髪^ノの乱れし髪
 を櫛の齒と鏡を立て我質^元の姿ハかわるまじと見れ鏡に我か顔^ノのけふ
 の覚たる身の果や是ぞ末世に残さんと木像に刻^ミて菩提所^{小野寺}に納
 め父母少将の頓生^{菩提}二世安樂と吊ふて立退しとなん

花の色は移りにけりな従らに

我が身世にふる詠めせしまに

。評に言小町なき迹に残りし木像ハ野中山小野寺にありつるが其後雄勝
 郡高松村の奥三途川原の十王堂の生塚姥に移しけるを盗賊共の徒らに
 今ハ仙北郡金澤村の姥とぞならせ給へける

。又云小野寺ハ良実卿の菩提所なりしが横手小野寺遠江守義道^一族幕
 下為誅伐最上少将義光討手に向ハれしハ小野寺の住僧おそろしくや
 思ひけん小野寺を向野寺と改名せしとなり

小野の小町の其行末栄へ衰へ世の習ひ昔しの錦の褥をも今ハはや俤ば
 がりや残るらん身のなり果や引替^テ衣^ヲ近江路や関寺の邊りにかれ居
 りけるに文屋の康秀其頃ハ三河守に任せられ田舎へ下り給へしが小町
 の草庵を訪ひ給ひけれバ小町繩簾の内に哥を詠じられける

詫ぬれバ身を浮草の根をたへて

誘ふ水あらばいなんと思ふ

と詠じける 是を関寺小町とハ云しとなり

(頭注) 注ニ曰ク文屋康秀カ三河椽トナリテ下リシトキ此ウタヲヨミス

ハ小野小町ニアラズ高雄国分カ娘ノ小町也抑モ小町ト^不イハレハ古代一
 国ヨリ一人宛采女ヲ内裡ヘ献セシ事也此采女ヲ后町ノ内ニララシメ玉フ
 故ニ皆々小町ト呼レタル也コンズベキニアラズ)

小町も今は老女の身^身白髪を取乱し年を寄せたる其皺の顔ハ憔悴^ケてう
 ろめく眼弓張腰に藜の杖都近き相坂山の志賀唐崎の夜の雨にさまよひ
 歩き草臥果て大なる朽たる卒都婆の傾きたるに腰打かけてしバらく休
 らひ居りければ三井叡山の僧達ハ憎き老女の振舞や卒都婆に腰を掛た
 るハ卒都婆ハ本より經多羅尼とさま／＼教化驚しけれバ小町云やうハ
 空風水地の五倫仏体ハなんぞ地水火風の人の身を安らけ給ふ御助^テ
 一切の經論にも草木國土悉皆成佛とこそ聞傳へ待れバ何ぞ仏の偽り給
 ふへき^ラむつがしの僧達や我は小野小町なりとて

極樂のうちならハこそあしからめ

そとハ何かハ苦るしかるへき

と詠じける 是を卒都婆小町とハ云しとなり

人王五十七代陽成院の御宇勅使行大納言家言を小町の婆に給ハリ関寺の草庵

に叡慮を廻らされ給ふ御制に

雲の上は有りし昔しに替らねと

見し瑞垂たまだれのうちやゆかしき

と宣へバ小町一字返哥御ゆるさせ給へとて

見し瑞垂のうちぞゆかしき

と詠じける 是を鸚鵡小町とハ云しとなり

小町世を去りし後ハ更に跡なぐなりにけり然るに奥の衣川の僧屍を國々の路道に晒し名所旧跡かき廻りて東山清水に來りて音羽の瀧を詠めつゞ小町の哥を思ひ出し暫し吟聲しけるに傍に忽然と小町の婆婆と現じ

何をして身の徒らに老にけん

瀧のけしきハ替らぬものを

迹訪ひ給へ御僧と云かとすれバ忽に消失にけり

是を清水小町とハ云しとなり

老人の物語を聞しに小町浪世なみのの身の果は小野の里より向ふに別當林と云し處に岩屋と云し處あり一ツの洞に身を隠すと云へり其後諸人彼の岩屋の邊を通りしに数年甚かたは馨しく蘭麝香の匂ひあり誠まこと念彼觀音の化身なりと感じ迹懇に吊ひ給ひけると云云

小野ハ平城天皇の御宇大同四年に出生昌泰三年に隱逸せしとなん昌泰三年迄九十二歳と云云

時に文化十年六月吉辰羽州雄勝散士

梅流軒識之

時に明治十二年卯旧七月廿五日雄勝郡小安におゐるて写之

手形東新町

鈴木 良藏

校異

(序文)

小野小町翁話序・享保年中頃(かとよナシ)住居せられし・信向すること切なりとかや・小蝶も此會に出て終日雅庭に慰み暮らし既に夜の四ツ時に及ければ皆立別れける・及し故急ぎ道を歸らんと徑に趣きけるに終い道を踏迷ひ方角失ひけるところ如何せんと見廻せは遠東山根と・ありやと尋行て立寄り見れば纒の某庵あり・故小蝶か曰我ハ平城村に誹諧の會の歸りなり今日の會席に難題有りて句を綴る事得すよつて是を思案しなから思はず道を踏み迷ひ・小蝶然らば御免と庵に入れば・こゝろのくもり・神のなき夜なるかや」と上下相綴りて一首となりたりとなん小蝶此老女は凡人ならず・尋常の人にあらず・哥道にても嗜み給ふべしと問ハ・小町の事御存んしやと問ふ・くわしく語り夜も更け行は・寔に彼の老女・翁話と題して此冊子を綴るになむ・梅流軒主人述・文政十三かのへ寅のはつ春(ナシ)

(小野の芍薬) — 「小野芍薬」と「小野小町」の項前後する(筆者注)
小野の芍薬圖・奇也と云々・小野小町(ナシ)

(小野小町翁噺)

古今集にも書れしことく諸説まち／＼にて古代は一國より老人ツ々采女を内裏に献せし事ありとや仁明帝の前后には小野と召されたるもの六十餘人ありしと也此采女を后町のうち居られ玉フ故に皆く小野と呼はれたり其人々宮任へやめて古郷に歸り身まかりたる墓を大方は小町塚とそ呼ひしなん爰に藤氏小野良実公は敏達天皇の末裔にて代々

近江の国滋賀郡に住せし人也(頭注)草紙ナトニハ良実公ハ天ノ押照尊ノ末裔ナリトモ見タリ)大同年中人王五拾一代平城天皇今出羽の郡司任せられて始めて出羽に下らせ給へ雄勝郡小の、里に住居せられける・長女に・乳母やめのとを附て・養育し・生ながら美麗の容貞・松やらむと言ひ給ひは・向ふに指さして遙かに見える九十九森・松とも申とや待るといへは・不思議の御子なりとは父も肝心したりけり・才智の兎なるゆへ・智もついで詩哥管絃にも長しはや・劣らず小町か器量情も深く・ならひかたなき智者なりと・高く聞得ける・大きに日照して・中々女風情の及び・さりとしてハ又・よろこひ給けるとかや・いふなりけり又^{入王五十}代仁明・着座して・拒みて・万葉集に似せ筆を入れて書載せけり万葉集は・井手左大臣橘の諸兄公の・小町もよみそらんじ掌にひかえ有りけるか・謀へとは思ひとも推参するも女の身と事もなけにして居りけるに文屋康秀深草少将此事を小町に教へけれハ大友黒主弥万葉集を取出して小町に見せんと御宝蔵にそ入り暫らく有て万葉集を持来り是見給ひと取出すに不思議や此哥の有りしはいふるしと小町驚^{オドロキ}ければ御前にもいかゝあらんと思しめし給ふに小町か申けるは是全く後学の人の入筆なるへしといはせも果す黒主大に怒りて推参なる事を申もの哉と蜀りけるに傍に並居る康秀小町に向ひ申けるは入筆ならば頭ハされ給ひと其時殿上人こかねの椽に水を入れ白金の盥を取添て小町か前にそ置たり覺此時小町いよく是を頭ハさんと御前ながらも玉禪をかけいさや洗ハんと立寄り草紙とりあげげにや傳へ聞^{キコ}頼泉に・誠にや治る御代・すみ吉の久しき松と入筆の岸までよする白浪をさつと斗りにかけ流しあらひ流して見てあれは不思議やな数々書し哥草に作者も題も文字のかたち少しもみたるゝ事のなきに・一字ものこらすに・あらありかたな御事や・其外々此道の守護の神等の御幸なりとふし拝みたま事なれと殿上にての事なれば心のうちて祈つゝよろこひ勇さみて御前にさし上奉れば観覽ましゝ是は不

思議の事也と一座の人々小町かすかたを見あげ給ふ果して人々称しけるとなん是を世に草紙洗ひの小町とは云々・老やしぬると(詠しけるナシ)・長居の事ならねは・花の都をふり放けて・里にそ・深草少将・深草の少将郡代職・十八丁程北東・とは唱えける・良実も御同役の事・然るに少将は・文の数々遣ひ・今はいかにせん草紙洗ひの恩と云ひ・恋くどかれし身のくるしき流石・乳の姥をそ頼みにて夜も深草に・艶一首の哥に・百夜は小町・難面も又少将・終にこかれて果にける四位・絶んはかりに泣しつみ・心地せり小町・桐田寺ト云フ寺アリ・舊跡と有應永の頃立し・御返事村と唱えけり・百夜籠りの願なれば・其甲斐さらにはかり暫し泪に暮れけるか・取直し思ひ付たき置け己か・又小野には立歸り夫より又も深草に・廟處に至りつゝ・歎き悲しみ臆魂も消え入はかり暫し泪に暮れけるか・取直し思ひ付たる諸国修行今日のよき日を門逢して亡き少将の二世・小野に歸りて旅仕度そひしなして又小野・古郷を跡に振り捨て、寺田の薬師の宝前を通りかざりて思ひ出し日頃の願の報賽せんと御手洗沼にイミて嗽ひ・小町おとろき恨めしや・女に生れし身の罪は沖の・と詠じける暫らく・悲しみて立出んとせし・あらたに御返哥の聞へけるに・苦しからん^{イタ}霊言あらたの御神託、難有と伏し拝み神前を心静に立出て、小町は爰に浮世の^{ウキヨ}紐切振て錦の褥を引去りて行脚の姿と身を替て諸国經回する其内に更け行・杖を脚として・櫛の齒にはやかきけつり鏡臺を向に居て見移せは元の姿はとこへやら我か顔ながら我たにも奥の業たる身のはてや是を末世に残さむと我か姿を木像に刻みて菩提處小野寺にそ納め置き父母や少将の二世案樂の為と菩提を吊ひて又御立退きしとなん・小野寺に有けるか・徒らに仙北郡金澤村に持行しや金沢の姥さまとそ諸人もてはやしけるとなん・一族幕下誅伐之為最上少将義光討手に向ハれしか小野寺の住僧名の小野寺をおそろしくや思ひけん小野寺を改めて向野寺とせしとなり・小町の其行急榮え・や残らん身

の形果や斯やらん破れ衣を身に纏ひ遙く越えて近江路や関寺の・小町とは云なりけり・白髪をふり乱しかくしかねたる年の波其黻ひたの顔顔色も憔悴てうろめく眼弓張り腰に藜の杖都に近き相坂山・さまざま歩行草臥果て朽た卒都婆の傾きたるに腰打かけて・三井寺の僧達ち憎き老女の振舞かな・卒都婆の本より名の本義いかなるものと知らずや四方に立て問ひはたり尚經多羅尼とさまくと驚し教化し口々に云しを老女ハあざ笑ひ卒都婆何なる木の柱空風火水地の五輪躰は何そや地水火風人の身安く平けく安らけ給ふ御扶一切の・何そや佛の偽り給ふへきや老の身安く休らひるうちに世話しき坊達やア喧ましの僧達とさもこはそうに云いながら我ヲ誰とや思ひそや昔しは小野の小町ぞも老れはかくのこととして極樂のうちならばこそ・と詠しけるとそ是を・陽成院の御宇（人生五十七代ナシ）・小町の婆々に給はり・一字の返歌御ゆるさせ給ひとてとりあいす下の見したまだれのうちそ床しきと詠し返たるとなん是を鸚鵡小町とそ云しとかや・後ハ更に行ゑも跡もなくなりけるか其後奥州衣川の僧屍を国々の路道に・詠めつゝ歌を思ひ出し・吟聲しける傍に忽然と小町婆々姿を現じ・跡を訪ひ給ひ御僧と云かと思ひは忽に姿消え・小町とや云しとなり・小野小町翁話（底本ナシ）・跋（底本ナシ）・小町老女諸国回浪の身の果は小野の里に立歸り別當林なる岩屋小野の村の向に一の岩の洞穴ありに身を隠すと云傳たり其後彼の岩屋の邊を通りける諸人蘭麝香の匂ひ馨甚芳ハしく何となくこゝろ淨清く覺えたりとそ小野寺の住僧に此よしを語りければ小町は念彼観音の化身なりなとゝ感し懇に吊ひ給へけると云々小野小町平城天皇之御代大同四年に出生し昌泰三年卒ス行年九十二歳と云々・時文化十年六月吉辰羽州雄勝散士梅流軒識之（ナシ）

資料7

小野小町考

小野小町出生并終の事

小野小町ハ羽後（由本）羽州秋田雄勝郡小野の里の生れにて出羽郡司の女なり母を田カ理姫と云ふ小野の庄町田の住町田次郎左衛門為国カ女なり抑小町ハ大同四年の生れ稚くして父母に別れ陸奥国造の里に由縁ありければ彼處に行きて成長し十あまりの年都へ登り祖父小野良実カ養女となり采女の官にえらはれ禁中に宮仕ひしけるか容顏世に類ひなき艶麗にして倭歌の道に神妙なれハ衣通姫の流れとも評しけむ仁明帝文徳帝の御宇の頃とそ世盛りにて色には（誇り）こりをきはめけるにさて後出羽なる小野の故郷へ帰り昌泰二年小野八拾嶋といえる處にて身まかりけれハ其塚今に小野の八十嶋にあり

一小野カ傳諸書に見る如く古人の考ひもまち／＼なれハ今其謬りを匡し疑を散して事実を明らかにせんとす先古書載するところ古今目録拾芥に云出羽の郡司カ女仁明の時承和の頃の人なり云々作者部類親房の古郷抄等同之御抄或説日出羽郡司小野良実の女又常澄の女三光院御説當澄の女云々袖申抄（頭注ハ袖中抄）云数十年在京して好色然婦二本国死去故屍在八十嶋云采雅説同之以上玄旨法師百人一首抄なるとに見る処或ハ郡司良実の女といひ常澄の女といひ又當澄の女といひ其説まち／＼なり然るに土人古く傳ひていふ小野小町ハ出羽郡司大和守良義の女にして祖父良実カ養女となり禁中へ宮仕ひせん也母を由賀理姫と云小野村の所に町田といふ字所あり其所に古き館址の有ハ古町田長左エ門為邦と云る武士の住跡也其祖を町田次郎左エ門為長と云此人もと京都より来りて住けるか一人り女なり名を由加理と云時に小野城に住ける郡司小野某の妾となり身妊けるに郡司任し明て都へ歸るに跡残て女子を生み其身ハ則ち身まかりけれハ産みし

みとり子（孫）ハ由賀理姫の父母是を養ひはこゝむこれ即ち小野小町也六ツ七ツの時にもありけれ母の由加理年忌吊いとなみし日亡母の記念とて祖父爲邦守袋の短刀一口取出して小野に与ふ小町是を開き見るに父小野某と記してありこゝに於て小野（町）しきりに見ぬ父のなつかしく都の方戀しければ何とか便を求め京へ登んとて古き由縁を頼み陸奥国造りに至り其後人に誘はれて都へ登りけるとなむ一戸部一惣斎か記せし小町系図（頭注）小町系圖（朱）□□（時次不明）国（ナルヘシ）といふ書に云小野小町ハ羽州小野に出生し奥州国造に成長して十余歳にて上洛す実ハ大和守良義の女にして祖父良実か養女となると云々此一惣斎ハ永慶軍記の作者にて秋田の故実ハ深く心を用ひ搜り索し也。且ツ小野塚ハ一惣住ける里の近処なれハわきて心を用ひ其実を得くる説ならむ或云良義一に実義に作る小野（町）か幼き時弄ひし調度今わつかに残りて湯沢なる石井氏の許に在るに其誌に父実義とありとやされば初名良義後実良に改めしか意ふに良義同訓か実義をむへとす

一 小町か奥刑国造（頭注）国造トアルハ玉造ナルヘシ以下八行、中十字皆以国ト云字ハ玉ノ誤（歟）に由縁ある事を思ふに小野朝臣竹良出羽守に任せられし時陸奥国造の金弓出羽緑に任せられ雄勝城（城）に在るやうに古史にも見へたれハ小野ヨリ国造に古き由縁かもなむありて小野小町国造に趣しやと思はる国造にて成長とあれハ国造に有事年久敷して国造より都へ登りけるゆへ小町ハ陸奥国造の生まれなりと人の誤りて国造物語など名付し書の出たるより後の世に至りてさまゝの説も出て小野小町国造小町二人のやうにもなり又八十嶋にて終りしと云ふ陸奥国造の八十嶋なりといえる説の出たるもむへならずや八十嶋ハ小野の八十嶋なり

小野寺（寺）芍葉塚の事

土人古く云ひ傳ひし云（并）秋田六郡順禮いふ野中山小野寺ハ小野良実城

跡也こゝに八十嶋二ッ森といふあり二森ハ小野と源草少将（源）か塚なりと云又八十嶋の処にあたり芍葉塚あり此芍葉とも小野（野）か植し花なるや此花年々九十九本花咲といひ又人此芍葉を手打盗にとする時ハ必ずあやしき事ありなど傳ふ事いかゝあらん信するにもたらぬと八十嶋といへる所ハ正に小野か身まかりたる地にて秋風の薄の歌も此所なり然るを小町ハ国造（頭注）玉造の生れのやうに誤りたるより八十嶋も陸奥の八十嶋なりといへる説に出たりけむ

或云小野八十嶋ハ平陸の地なるに何とて八十嶋の名に呼けむといふに古きむかし此辺ハ入江にてありけれハ仙北にハ上浦北浦などいひて今に其入江の称ありされハ八十嶋ハいにしへの数の島ありける入江にてありけむと云ふ

鬮體の薄の歌の事

一 長明（無）か其名抄に云（業）在原華平（業）、哥（業）まくら、見てんとてす（業）きに事よせつゝ吾妻の方へ行けりみちのくにゝ至りてやそほといふ所にやとりたれける夜野中に哥の上の句を詠するこゑあり其詞に云秋風の吹につけてもあなめゝといふあややく覚へこゑを尋つゝ求るにさらに人なしたゝ死人のかしら一ッありかのとくろのかしら眼の穴より薄なん一もと生出たりける其菝の風になひく音のかくなん聞へけれハあやしく覚へ人に此事を問ふ或人語りていふ小野小町此国に下りて此の処にて命終りにける即此頭ハ是なると云業平あはれにかなしく覚へけれハ涙（涙）をちさへ下の句を付けるとぞ傳るをの（玉）ハいは薄生へたりとぞ付ける其野を国造の小野とハ云ひける国造の小野。同じ人かあらぬものよと人々覚束なきことに申してと云々又江談にも眞名にて斯く載たり玄旨法印の説に曰（愚）按江記無名抄などにハ業平小町か鬮體を見てあなめあなめの下の句を付たるよし傳れと範兼の童蒙抄清輔の袋草帯にハたゝ人とのミありて業平とハいはす親房卿ハ実と（頭注）実

方ノ脱力) したるたり然れとも小野ハ業平と同時の人にて陸奥に下り給ひし時ハ小町死へからず其證古今後撰伊勢物語等に明らかなり童蒙抄袋草紙の説に可然なり道恒按に玄旨の考ひことほりありつらく思ふに中将実方こそ久しく陸奥の国にありて郡の方しきりにしたひしあまり浅香沼の花かつみをはしめそこ此処にさまひ歩き給ひしなりされは小野小町こそ名たかき官女にてありけれハ比国へ下り身まかりしあとなつかしきまゝ其跡何れならめと尋来りしに小町か返魂も都人の家跡尋ねさまよし事のうれしさに地下にうなつきつゞ家跡こそ此所なりとつけん斗りに秋風の吹くにつけてもあなめあなめとハこゑしたりけむ是実事に鬼神を感じる所也実方の尋ねさまよう姿又小町か反魂の秋の野のあらしの中にあるかなきかの佛あらはれて哥の句の聞得し有姿眼にみゆる如く思はるそこにて実方驚きてをのといははし薄生へたりと下句を吟し出けん此下句の心をのといはす秋の野薄生へしけりたりと云る心おつから明かなりあなめといふ言葉の心さたるならす欄腰に薄生へたりといふ説よりあなめいたやとハいひけむいかなれハ小野小町かかはハ里人それく々に取納めけんにとくろの眼に菘の生ふるまでこそあらめをのとハ即ち此国の小野ノ里八十嶋といえるるもこの八十嶋にて小町か終りしハ此処なり予文化のはしめ其跡を尋ね芍薬塚にて芍薬や薄もこそあなめ塚といえる俳諧の故設句してけり今又こた度かうかひ見るに小町ハ秋田の小野に生れ小野に帰りに終りし事うたかふ所なし見る人国造の説にまといひて陸奥の八十嶋とハあやまつるなかれ

国造物語小町時代の事

一つれくくさに小野小町か事はめてきたかならずおとろへたるさ

ま国造といふ文に見へたれと此文清行か書りといふ説あれと高野大師の御作の目録に入り大師ハ承和之姫にかくれ給へり小町か盛りなる事其後の事にや猶覚束なし玄旨法印云愚按作者部類云国造小町非此人云々国造といふふみ谷清行か作ならハ清行ハ寛平延喜の頃の人小町か盛りハ仁明文徳の頃遍昭業平安部清行等陽成院の時康秀なと哥よみかせし事古今後撰伊勢物語大倭物語等にあり時代大かた相當らず大師の作にてハ大師の入定承和二年三月廿一日なれハ時代相叶ハす然らハ小野小町国造小町別人なるへしと云々又群書一覽に云々国造の小町壮衰の書小野小町一世の間盛衰の事を真名に書けり一名国造物語といふ此書の作者の事或安倍清行ともいふ傳ひて前後の事弘法ハ仁明天皇承和二年三月廿一日入定六十三其平生の著述三教指揮秘府論性靈集秘藏宝鑰等の書とも多あり国造の文も大師の作なる兼好かいふ如く享徳年中か沙門祐盛か国造の跡にも大師の作といえり今真言家に尋れハ御作の目録に入らずと云兼好か見たる所の目録本同しからぬにや又国造に楽天か秦中の詩をまなふといえり白氏文集第二に秦中吟をまねひ国造を作れりと云も大師におるてハあやまりとまちらく(頭注)まさしく(采)覚へ待り其国造の文大師の筆力よりハ弱く少かりたるにや侍ら真瀧法師と小町同時なるやうに古今集に見えたり真瀧ハ弘法の弟子也弘法入定より貳六年以後貞觀二年に死去せり又小町か思ひつゝの哥よみて遺し業平ハ元慶四年五十六にて卒大師入定の時業平わつかに十歳なり小町いかなそ十歳の人を戀慕せむやされは小町が若盛りなる事ハ大師の後なるへき所もあり是婦人の美麗歡嬉のべて後老衰して乞丐人の形ちなるを云處琵琶行にも似たり末に人間の盛衰を語りて佛道に導き入處大師の生死海の賦九相の詩の意に似たり此文清行か書けりといふ蓋し善相公ならバ其文章相似たるやうに覚ゆ此人儒者の風有り延喜帝へ奉る意見封事などにハ佛道ハ世教國政のためにあしきなりと申さ

れと其他人詞語眼辭などにも佛道を結尾に書れたり然れハ安倍の清行か文なりといはんも又竟束なし又長明か無名抄に国造(頭注)長明無名抄ニたまつくりと仮名ニテ書ケリ)小町といへとも同人のやうなりといへとも親房の云ること(国造小町も皆姓氏なれハ小町といふ名のたま(国造)同しぐとも国造と小野小町と別人にてあるへきにや云く道恒按に以上の諸説小町か時代(国造)造物語作者の論等いかにも其理あり然れとも小野小町と別人ならんやうにうたかひたるハあやまり也是ひとへに小町ハ出羽の小野の生れなれと陸奥(国造)にゆかりありけれハ国造へ行て成長し国造より都へ登りし事の分らぬより人々かゝるうたかはしき説の起りし也(国造小町といふハ即ち小野小町也さら(別人)にあらす其説前にも述べたと(餓)おたまきりかへし又ことハりを重ぬる事しかなり

小町老衰の像(由)加理姫の塚の事

一白井(眞澄)云ハ眞澄ハ三州人なり云久しく秋田に客遊してよく秋田の故実を探る(野)中山小野寺ハもと小野良実の建立なるか後の世に至りて仙北一統小野寺道儀(道儀)先祖ハ小野寺四郎重道とて下野(古川)の城主也頼朝公の時羽州雄勝郡を賜る(領)地となりける時に小野寺の唱ひを憚り(忌)みて小野寺(湯桶)よみに唱ひけるを又後に(向)野寺と時の人改めたるとや此の寺に圓仁大師小町か(手)習せし反故を集めて小町か老衰の像を造り安置せしを後の人し(塚)印の松年久しくして風に(僵)れるなるなり又此寺に由加理姫の塚あり塚印の松年久しくして風に(僵)れるたるを寺にて薪となし又白に造けるか今に此寺に残てあり其名を由加理の白といへるよし

倭哥の宮の事

一眞澄云小野の里に倭哥の宮といふ一字あり是はむかし小野良実の建

立にして其後小町都にとり(倭)哥の道に秀ける時法楽の秀哥(百)首として都より下し此宮へ納めけれハむかしハ百首の宮とも申せしを後ハ倭哥の宮といふ良実の寄附をはしめ百首の巻も傳ハリけるを文祿の頃最上義光と小野寺義道合戦の時兵火のために失けるとなん

あや杉の琴の事

一眞澄か物語(予)も又かつて聞ける事なるか小野の里に野光寺寛嚴院といへる修験寺あり是ハいにしへ郡司良実に從て都より来たる(圓)明坊か子孫なり其家(小)町か弄ひし調度の残りたるか末の世に至り處へ給れける事瑠璃の玉(頭注)玻璃ノ玉か(三)ツタマ(タカラ)タマ(一)ツと短刀一口(按)るに是こそ由加理姫より記念の遺せし短刀ならん(あり)とも故ありて今ハ湯沢なる石井氏の許にありと云此修験寺元祿の頃とや主しの(優)婆塞身まかりて女な世帯となり幼き子とも養育のために往来ふ旅人の(宿)家してすきはひける津怪(頭注)津怪(家)士何かし此家に宿りけるか梁の上に(薦)に包ミたる物のあるを見て何ならんとあやし(問)ひける主しの女いふ是ハ先祖小野小町か(弾)へたる琴なりと云傳ふと申すに彼旅人しきりに見まほしと思ひしめて見む事を請ひけるの切なるにあるしの女やんことなく梁よりをろして披き見せたるを彼旅人さま(又)請ひ願ひ言ひしかして若干の(價)さし出して終に買取りけるとなん此年ハ此辺り不作して世な(い)とあしければ女世帯のいとなみたえかねし折柄なれハわつかの(價)に心まとひし賣りはなちたるとや其(價)錢壹貫文なりけるとや彼旅人かきりなく心に喜ひ津怪(持)帰りを(ふ)やけ(奉)りけれハ殊な(奇)ミ給ひ其後都人遣され琴作りの工みへ(任)せて古きをみかき装(は)せけれハ(光)りを増しけるとなん琴の長さ七尺斗り龍腹ハ杉にて十四弦の朱緒の琴なりと云此よしほのかに(叡)間に達しけれハ櫻町院めて御覽ありし上御爪ををろし彈へこゝろみ給ふとや是をあや杉の琴といひ又村雨の琴とも名を付

帝の御爪の懸りしより其恐れ憚りありとて只人のたやしく調へへきにもあらず年に一度ひ星の手向なんとに立てゝめつらしき宝とひめ賜ふとや

小町塚別に有る事并小町四の宮仕事

一土師惟熊翁云八土師翁ハ常陸ノ人京人東磨呂に從て国出の流を受け老ひて後常陸栗野ニ憶居す小町とハ禁中にて采女の官女の居る坊の名なりとやいにへハ国守をはじめ佐掾郡司良家の女にて容顔ありて心はい端正なれハみな采女として禁中に宮任せしなれハ国より采女出るに或ハ暇賜りて古郷へ帰り又老て後帰り終りし者の塚をたま〜小町塚と唱ふ故に其国によりて小町塚なるものあり近江国大上郡郡の小町塚又木曾塚にも小町塚ありて石文なんと建たるハ是ならむされと艶色世に類ひなく倭哥の道に妙なるハ秋田の小野小町也小町若盛の時仁明帝の四の宮に宮仕て相坂の関の離宮にありけるに四の宮相坂にてうせ給ひけれハ其時の歌

四の宮うせ給ひてつとめて風ふくに

今朝よりハかなしのミヤの秋風や又あふ坂もあらしとおもへハ此哥小町集に出つ四の宮につかふまつりし事疑ふへからすと云々

小野村美少女生るゝ事

一土人云小野村民間むかしより時々世にすぐれたる美少女生る人皆小町か再生ならむとめてぬるに十三四にもなれハかならず早世すとなん故に里人美目よき女子を生む事を喜はずと云は佛家の説ならハ小町か過去の罪いまた消せず再生の因縁いまた熟せずといはむ

因に記す京人村瀬衛門源之瀬か録す処藝園日抄に云秋田雄勝ノ郡有「小野村」傳テ為「宮人小野小町所」出處「其遺跡生」芍薬「極艶也」余屢經過「其地」詢「(頭注)詢」之村人「曰」里中産「女自古必有」一「妊

艶者然而未算而殞是以里閭生患容色之過里人也嗚呼里俗之談固不足論是山川之氣或使之然乎云々源之瀬又此条に釋の慧仲か考を引て云慧仲云古今集有小野小町與小野貞樹唱蘇之作當是貞樹同宗之女也後撰集載與僧遍照唱蘇之作則知為文德天皇之時人也天系圖為小野篁之孫出羽郡司小野良実之女者誤矣年代大不相及古今集後撰集並載小町姉及孫之蘇歌意小町之名當時必籍甚然其事歷文詳後世莫得而考矣

道恒按に釈慧仲ハ国学の達識なれハ此かうかいた味ひありされと小町か事歴詳かなる事後世得て考ひかたしと慧仲も又他邦の人なれハ也

小野郡司の事

一小野氏の出羽に任せられし事天平宝字の頃小野朝臣竹良出羽守となる其後又天長七年小野朝臣宗成出羽守となる等正史に見えて小野良実良義等か出羽郡司に任せられし事ハ正史にハ脱闕たりけん天長七年十二月丁未太政官謹奏増加出羽國員事大少目各一員一員一人今加一人史生四人一員三人今加一人右被國守從五位上勲六等小野朝臣宗成等解你々と見てけれハいかにも小野氏の人出羽の任をは襲ひしと見えたり

又郡司といふ事或曰國司守介椽目ある如く大國にハ郡に大領少領重帳主典(頭注)日本制度通在外官成分田曰大國守二町六段中國守上國介二町中國椽大上國日一町二段大領六町少領四町主政主帳二町〇付ハ重ハ主誤リ典ハ政ノ誤リナルヘシとてあるを郡司と云なりと云々さて良実の小野の郡司たる事正史にハ漏れたれと土人傳をはしめ諸書とも引證著此内松嶺山縁話なるものに出羽郡司小野良実其子良房といえる同しく郡司にて松嶺山へ懸額の勅使たる事見えたり土人傳にハ良実の子良義又ハ実義などある疑ふへしさ

れと此時代出羽の国にハ雄勝郡雄勝城秋田郡高清水城と二ヶ所に城宮
の有りける時なれハ良実小野城に在りといふハ相當るなれと良実
小町か父とハ年代合さる也これ必ず其子良義ハ一に実良ノならむ

小野小町雨請歌の事

一土師惟熊翁云小町か雨乞の哥小町集に出る所 千早振神もみまさ
ハ立さハき天の戸川の樋口明たまへ斯くなん見えたり然るを後の世何
者のあさむき傳ひし哥にや(ことハりや日の本ならハ照りもせめさり
とハあめか下とハ)此哥を小町雨乞の哥なりとて世の人あやまりしれ
よミてあまりにほいなければことハりやの哥元より古代の體載ならず
小町か風調にハいさゝか似もやらす心ある人ハ知りわかまふへしと云
く道恒按に小野小町ハ婦人といへと神泉苑の雨乞に詔をこうふり
ゆつるかたへもゆつりもせず。一首の倭哥を以てたつまち天地をう
こかせし其心のけなけさ道の神妙感するに余りあり殊更容色の秀美
なるまで 惟ふに世の常の生れにあらす小野篁の子孫となれハ蓋篁
か神彩此婦人に再生せしものか即今其傳の詳らかならざるをかうかひ
糺して世の疑ひをとくものハ小町ハ我秋田の哥人なれハ我我邦の故実
を傳ふる微志のミ

文政六ツといふ年陽月未七日

羽陰大館二階堂黒沢道恒ハ道形今改道恒ノ

附録

片玉集といえるものハ江戸の人津村藍川か著せる也其説ニ云江戸小石
川其量院に小町か墓あり本堂の脇にあり此の寺の檀那枚野家大阪當
の時大倭国小町か暮の石殊の外古物なりけれハ茶の湯の数寄の余に其
五輪の内を貫ひうけ墓処ハ新たに石塔建立ありて件の石を江戸に取寄
燈籠に拵らへ庭に置シに打く怪異の事あり剩へ三代まで早世なりし

故不祥なりとて其崇を恐れ善提処なきは其量院に寄附ありすに此寺
にても兎角あやしき事あれハ懸る物ハ庭中の観ならずとて本堂の脇へ
移し小町か墓となし其移したる七月八日を忌とし毎年法事を行ふ其よ
り怪異もなしとて今年安永八年小町か九百年忌に當れり七月ハ盆中
なれハ八月八日法会を行ふ其時ニ參詣して見しに燈籠の火袋にせし處
に梵字あり正しく小町か忌月ハ三月某日とぞ見えたり道恒按に此説
一奇なりされハ小町住馴し都を別れ故郷の出羽へ下らんとせし時生前
に我墓を都の片辺りへ築き官女なりし時の装束かまたハ何その調度や
うのものなど取埋めて墓とハなしてんや古人生前に塚を築し例ある事
也又前条に記せることく小町か塚異處にもあるハ必ず小野小町にあら
ず別姓の小町にもあらんか近江国大上郡小町村といえる處にも小町
塚ありて石碑の一首の哥なと註せるよし是等ハ小野村といふよりして
好事の者之仕業されと大倭の古塚ハかならず小野小町ならむか
一近年小野の里人小町塚の句帳を編みて都かたを初遠近人の此塚を尋
來りて口をすさめる倭哥はいかひの發句なんとを記したり中に先大夫
梅律其雲此所を過時芍薬塚を訪ハれけるに俄に風雨してければ神泉苑
のむかしなん思ひも出けむ流石のくせもの何とやらんはし書ハ忘れた
れと

御持病の鸚鵡かえしや一時雨と見えたるハ此人さすか其角か風骨を
傳へられしくせものとは覺へて爰に附

藤原正義ハ出羽秋田の人ノ云を附之小町所有せる綾杉の琴ハ津輕藩
士元寺町住毛内右エ門方ニ傳ハれる由同士ハ元五百石の士族の由今
ハ青森に居るやにきけれ

(見返し)

○小野小町いにしへの衣通姫のなかれ也小野小町父祖及其履歴も詳な
らす小野家系図に小野良実の女二人ある一人を小町と小書せり確なる
事否判然ならずこれ実ならば篁の孫に當れり古今和歌集戀歌五小町

か姉と見えければ右の一人ハ是なるへし遍昭康秀等の贈答あれば大概同時の人なれと委しき事知りかたし年老る後甚た衰へたと云事七小町なと云り類ハ後世の俗説と玉造り小町との事を混したるにて小野小町の事にハあらず

古今集の注^{以上本居豊穎の説ニ見えたり} 小町の事 北山山本信有漫筆^二曰^一 牛馬門^ニ

秋風の吹につけての小町ハ。小野正澄が娘。の小町身を浮草の根をたえへての。小町ハ。高雄國分か娘。小町

おもひつゝぬればやの小町ハ。小野良実か娘。小町高野大師の逢結ひし小野ハ。常陸國造義景か娘也^也

扶桑故事要略に小町の事を諸書参考せりと在り
壯時儒慢尤甚衰日愁歎猶深ト答ヒタル小町ハ義景カ娘ナリ^朱

校異

〔小野小町出生終事〕

羽後(ナシ)・小野の八十嶋・小野^町か傳・諸書にミるところ・古人のかうかい・先古書載する・親房ノ古今抄・袖中抄云・數中年在京・小野村の所に町田・館址のあるハいにしへ・町田長衛門為邦・いえる武士の住る跡・其祖を町田次郎左衛門為長・郡司任^任明て・跡に残りて・我身ハすなハち身まかり・あれ即ち小野小町・ありけむ母のゆかりの・小町しきりに・何とか便り・玉造りに至り・小町系図といふ書に・小野に出生し奥州玉造に・一愁住ける里の近所・わきて心を用ゐて・其実を得たる説・小町か幼き時・良義後実良・玉造に由縁ある・任せられし時陸奥玉造の・出羽掾に任せられ・小野より玉造に古き由縁りも・ありて小町玉造に・おもはる玉造に・玉造に有事・玉造より都へ・陸奥玉造・玉造物語・玉造小町二人・といふも陸奥玉造

〔小野寺^寺芍薬塚の事〕

秋田六郡順禮記にいふ・深草少將か塚・此芍薬とも小町か植えし・手打盗なとするときハ・云ひ傳ふことハいかゝあらむ・たらねと・玉造の生れのやうに・何とそ八十嶋の名

〔鬮腰の薄の歌の事〕

長明か無名抄に・事よせて・至りてやすしまといふ所にやとりたりける夜・あやしく覚へて・一もと生へ出たり・あやしく覚へて人に・此かしらハこれなりと云・なみたをおさえ・下句をつけるとそ侍る・をのとハしすゝき生へたりとそつけゝる・その野を玉造の・玉造の小町と同じ人かあらぬものかと・袋草紙等・人々のミかはりありて・實としたり・あまり浅香の沼の・此所にさまよひ・都人の我跡たつねさまようことのうれしさに・我あとこそ此處なり・音したりけむ・これまことの鬼神を・しけりたりといえるこゝろおのつから明か・さたかならず鬮腰の眼に・とはいひけむいかなれば・小町かなきからハ里人・いえるもこゝの・俳諧のほ句して・今ふふたゝひ・見る人玉造・(底本は「芍薬や」の句以降の四行を一字下げて記すが、対校に用いた真崎文庫本は、句のある行を一字下げて記しその後の行は元の字高に戻る。)

〔玉造物語^{小町時代の事}〕

玉造物語・おとろへたるさまハ・目錄に入れり・承和の始に・部類云玉造・云々玉造・ふみ三谷清行か作ならば・入定承和・玉造小町別人・玉造の小町・一名玉造・或ハ弘法大師といひ或ハ大師の弟子忍海といひ或ハ安倍清行ともいひ傳ひて諸説まち／＼なり林道春云小野弘法時代前後の事・入定年六十三・書とも多かり・玉造の文も・亨徳年中か・玉造の跋にも・大師の御作といえり・玉造に樂天・白氏文集第二に秦中吟ハ長安にて貞元元和の間作れりとあり大師入唐ハ貞元二十二年に當れり樂天か死去ハ大中元年日本の承和十四年に當り大師の入定より十三年後なりしかれば秦中の吟をまねひ玉造を作れりと云も大師におゐてハあやまりとまちかく覚^覚侍りその玉造の文・弱く劣りた

るにや侍らん・よみてつかハす業平・五十六にて卒り大師・後なるへきことなり玉造の書を見るに遊仙窟に似たるところもありこれ婦人の美麗歎をのへて・盛衰をさとりて九相の詩のころに似たり・書けりといふもし善相公・あしきなりと申されきされと其他人詞・無名抄に玉造小町といへは同人のやうなりといえとも・玉造と小野小町と・玉造物語作者・玉造小町と別人ならん・玉造にゆかり・玉造へ行て・玉造より都へ・賤かおたまてくりかえし・かさぬることしかり

(小野老衰の像由加理姫の塚の事)

白井真澄云・三州人なりと云・義道先祖ハ・下野古河・向野寺と時人の・その像存せる・白に造りてけるか今に・白といえるもよし

(倭哥の宮の事)

真澄又云・都にのほり倭哥

(あや杉の琴の事)

物語予も・いたり處くへ紛れけるうち玻璃・ありとも故ありて・旅人の宿屋してすきはひけるか・宿りけるに・梁・切なるにあるじのをんな・ねかひ言ひすかして・價さし出し終に・いと・あしければ・津軽へもち帰りをふやけ・エミへあふせて古き・ますく光り・十四弦の朱弦の琴なり・琴とも名をつとふ・たやすくしらへへき・ひめ給ふとや

(小町塚別に有る事小町四の宮任事)

四の宮に仕ひし事・国書の統・隠居す・とやいにしえハ・佐椽・近江國大上郡

(小野村美少女生るゝ事)

是ヲ以テ閩生レ女・人也大系凶・詳らかなる事ハ後世・考えかたしとハ慧仲

(小野郡司の事)

十二月ノ太政・○又郡司・或曰國司に守介カミゴ・大領少領主帳主典・とい

ふハ相當けるなれと

(小野小町雨請歌の事)

傳マツひしいせ哥にや・さりとては又あめか下とハ)・古代の體裁・たちまち・秋田の一奇人

(附録)

小野小町か墓・茶湯の数奇の余り・取寄せて燈籠・庭に置れし折々怪異・菩提所なれば・寄附ありしに此寺・小町か墓所・忌日と・其時参詣・されは小町か墓大和國にありけるハあやしといえとも意オモふに小町住馴ヌ都を別れ・築しためしあること・近江國大上郡小町村といえるところに小町塚あり又木曾路にも小野村といえるところに小町塚ありて石碑の一首の哥など記せるよし・しわざならむされど・梅津其雪・くせものなりとほく・覚へて爰に附す・(底本にあるここより以下の文、真崎文庫にナシ)・海鷗閑人写(底本ナシ)

資料 8

小野小町實記 全

小野小町實記

發端 佐藤公信編

小野郡司ノ事 佐藤清司信校正

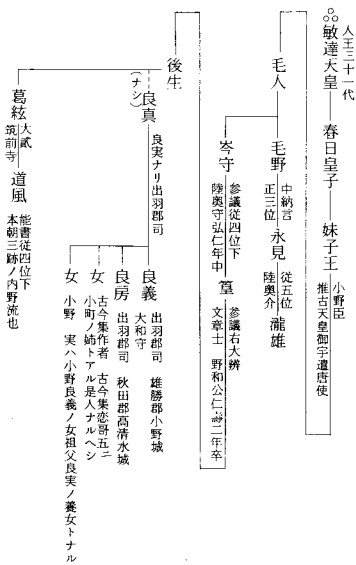
抑小野氏ノ出羽ニ任セラレシ事天平宝字四庚年春三月小野朝臣竹良出羽守ニテ下向スルヲ始メト讀日本紀孝謙天皇ノ卷ニ見ヘタリ其後小野良実同良義等ガ出羽郡司ニ任セラレシ事ハ正中央ニハ脱レタレトモ小野系圖又小町行狀記等ニ見得タリ其後天長式乙年中小野朝臣宗成出羽守タリ同庚年十二月丁太政官謹テ奏ス増ニ加出羽國員事大少目各一員元員一人史生今加一人右被國守從五位上勲六等小野朝臣宗成等解係ナト見エケレハ(天平宝字二年拾月詔ノ國司天交替以六年爲限下讀日本紀ニ見タリ)イカニモ小野氏ノ人陸奥

出羽ノ任ヲハ襲ヒシト見ヘタリ

黒澤道恒翁云郡司トイフ事或人曰国司守介椽目アル如ク大國ニハ郡
ニ大領少領主帳主政トテアルヲ郡司ト云フナリト云云良實ノ小野郡
司タル事古人古老ノ口碑ニ傳ヒ又諸書ニ引證著ラカナリ又秋田郡比
内松嶺山縁起書ニ出羽郡司小野良實其子良房トイヒル人同ク郡司ニ
テ松嶺山ハ懸額ノ勅使タル事見ヘタリ古人傳ニハ良実ノ子良義又ハ
実義トモ書ケリサレド此時代出羽國ニハ雄勝郡ニハ雄勝城秋田郡ニ
ハ高清水城ト二ヶ所ニ城營ノ有リケル時ナレハ良実小野城ニ在リト
イフハ相当ルナレド良実ヲ以テ小町カ父トスルハ年代合ハサルユヘ
ニ其子良義ノ子ナラムト云ハレタリ

信敏按ニ(和名抄ニ雄勝在城之ヲ答合ト云ト)見ヘタリ是即チ雄勝
城ナリ其古城趾ハ今田ト成リシカト東北八十間 南北七十五間經緯及堀ノ跡トモ四
周圍ミテ見ヘタリ此所辺ヲ古字七辻又四十馬行、ナトノ字アリ今馬
行石ト云フ石残レリ其接続ノ字ヲ桐田トイフナリ公信按ニ秋田郡高
清水城ハ(和名抄ニ秋田城企治) 企治ナルヘシ

小野系圖畧譜ノ事



小野小町出生終ノ事

小野小町ハ羽州雄勝郡小野ノ里ノ生レニテ出羽郡司ノ女ナリ母ヲ由加
理姫ト云フ小野ノ庄町田ノ住町田次郎左エ門爲國カ孫女ナリ抑小町ハ
幼名ヲ定子ト呼ブ大同四年594年ノ生レ稚クシテ父母ニ別レケル故由加理
姫ノ父母是ヲ養育セラレ七歳ノ時母ノ年忌ヲ吊フ日亡母ノ紀念トテ祖
父爲國カ所有シタル守袋ト短刀一口取出テ定子に與ヘケレハ是ヲ開キ
見ルニ小野大和守良義ト記シアリ是ニ於テ定子頻リニ見又父ノナツカ
シク都人ナルコトヲ聞キテ戀シケレハ何トゾ便リヲ求メ京ニ登ラント
古キ所縁ヲ頼ミ陸奥玉造ニ至リ十三歳ノ時都ニ登リ祖父小野良実カ養
女トナリテ采女ノ官ニ撰ハレ小町ト名乗リ禁中ニ宮仕ヘシケルカ容顏
世ニ類ヒナキ美麗ニシテ倭歌ノ道ニ神妙ナレハ都人サヘモデハヤシケ
リ尚神ニ通シタルカ歌ニ感應ノ驗アリ是レハ仁明帝承和年中ノ事ナリ
次ニ文德帝ノ御宇ノ頃世盛リニテ色ニ誇リ驕侈リヨキハメケルニ其後
年老テ出羽ナル小野ノ古郷ヘ歸リ昌泰二年ニ小野ノ八十嶋ト云フ処ニ
テ身マカリケレハ其塚八十嶋ニアリ今ハ二ツ森ト云フトゾ

小野小町ノ歌ノ事

古今和歌集卷ノ二春ノ下ニ題シラストアリ
花ノ色ハウツリニケリナイイタツラニ

ワカ身世ニフルナカメセシマニ

是ハ小町カ古今集ニテハ第一ノ歌ナリ此ノ歌ニハ表裏ノ説アリヲモテ
ノ心ハ花ノ咲タラハサカリヲ見ムト思ヒ居タル花ノ色ハウツロヒタル
コトカナ又我カ身花ニナサムト思ヒシニ世ニ住メハトシゲクテモノニ
カバハリテ幾日モトヤカクヤト打マキレテ居ルウチニ折シモ春ノ長雨
モフリ過シタル花ナリトイフ心ニテ見又花ナレハウツリニケリナト察
シテ云フナリ裏ノ説ハ身ノオトロヘモ我トハシラヌモノヤ花ノ衰ヲ

見テ我身モカクウツリテアラメト思ヒヤル儀ナリナカメセシマハタゞ
詠ル儀ナリ是ヲ爲家郷ノ説ハナカメヲ長雨ト雨ヲソヘテフカク見ヨト
申サレシ也花時風雨多シトイフ心ヲ以テ也此歌ニ文字四ツアレトモ
耳ニタゞズ上手ノシワザノ妙アラハレシ処ナリ又小町カ歌ノヨミプリ
ヲ(古今集ノ序ニ小野小町ハイニシヘノ衣通姫ノ流ナリトアハレナル
ヤウニテツヨカラズイハゞヨキランナノナヤメル処アルニ似タリツヨ
カラヌハランナノ歌ナレバナルヘシト書レタリ)小町ノ歌ハ昔ノ衣通
姫ノ御歌ノ筋ニテアハレトハ愛スル心ナリツヨカラヌトハ艶ナル妹ナ
リヨキ女ノナヤメル処アルトハナツカシキ処スコキ処モアリト貫之カ
誉メテ書レシナルヘシ

小町カ傳ノ事 古今参考

一 小町カ傳諸書ニ見ル如ク古人ノ考ヒモ區々ニシテ其実ヲ得テ記シタ
ルモノ殆ト稀ナレハ今其謬傳ヲ匡シ疑惑ヲ散シテ事実ヲ明カニセント
ス先古書ニ載スル処古今目録拾芥抄ニ云出羽ノ郡司カ女仁明帝ノ時
承和ノ頃ノ人ナリ云作者部類親房ノ古郷抄等レ之百人一首作者傳曰
小野小町出羽郡司小野當隆女或ハ出羽郡司小野良実女或ハ三光院御説
ニ當隆ノ女云為仁明帝朝承和年中人也古今目録ニ云小野小町ハ出羽
郡司ノ女ナリ云數年在京好色也然婦本國死去故屍在八十嶋云榮雅ノ
説同之其説マチ々ナリ然ルニ我雄勝ノ土人古ク傳ヒテイフ小野小町
ハ出羽郡司大和守良義ノ女ニシテ祖父良実カ養女トナリ禁中ニ宮仕セ
シトナリ母ヲ由加理姫ト云フ小野村中ニ町田トイフ字所アリ其処ニ古
キ館趾ノアルハ古シヘ町田長左エ門為長ト云ヘル武士ノ住跡ナリ先祖
ハ町田次郎左エ門為国ト云此人モト京都ヨリ来リテ住ミケルガ一人女
アリ名ヲ由加理姫ト云フ當時小野城ニ住ケル郡司ノ妾トナリ身妊ミケ
ルニ郡司ハ大同三年十二月任限明キテ都ニ帰ル時由加理ニ蜀紅錦ノ守
袋ヲ與ヘケルカ妾ハ跡ニ残リテ翌年四月ニ女子ヲ産メリ産前ノナヤミ

強クシテ其身ハ則身マカリケレハ産ミシ孤子ハ由加理姫ノ父母是ヲ養
ヒハコクムナリ是即チ小町ナリ九歳ノ時大ニ凶作ニテ饑ヌ又疫病行ハ
ル祖父母此病ニ臥シ既ニ重シ此時姫ニ郡司ノ子タル事ヲ語り我等若キ
頃陸奥玉造ノ人ニテ金某ト云フ人此村ニ在任ノ時我家ニテ世話致シ
事コレアレハ此人ヲ頼ミテ都ノ父良義ヲ尋ネ登ルヘシトイフテ其病ニ
死ス村人憐ミテ陸奥玉造ニ具シテ其所縁ノ人ヲ頼ミケルトナリ其所ニ
成長シ十三歳マテ居ケルガ弘仁ノ始メ參議正四位下小野岑守(良実ノ
祖父)陸奥守ニ任セラレ奥ニ降リ陸奥ニアリシニ(弘仁十二年)此
時国司ノ任限ニテ京ニ帰ル時此小町ヲ誘ヒ都ヘ歸リケルトナム傳ヘタ
リ戸部一慙齊カ記セシ小町素国トイフ書ニ小野小町ハ出羽国小野ニ出
生シ陸奥國玉造ニ成長シテ十余歳ニテ上洛スルナリ実ハ大和守良義ノ
女ニシテ祖父良實カ養女ト成ル云(一慙齊ハ奥羽水慶軍記ノ著者ニ
義トモ見エタリ小町カ幼キ時弄ヒシ調度今僅カニ残リテ雄勝郡湯澤ナ
ル石井氏ノ許ニ在ルニ其誌ニ父実義トアリトイフ(初名良義俊実義ニ
改メシカ意フニ良。実同訓)故斯ク傳ヒタルナラン乎

水島ノ玉アリ(和)

一 小町カ奥州玉造ニ所縁アル事ヲ尋ルニ天平宝字年中陸奥玉造ノ金弓
出羽掾ニ任セラレ雄勝小野ニ在ル事古史ニ見ヘタレバ小野ヨリ玉造ニ
古キ所縁アル事祖父父母ヨリ聞テ小町モ玉造ニ趣キケルヤト思ハル其所
ニ成長シテ玉造ヨリ直ク都ヘ登リケル故小野小町ハ陸奥玉造ノ生レナ
リト人ノ誤リ傳ヘタル故ニ玉造物語ナト名付シ書サヘ出来テ小野小町
ノ事跡ナリナト後ノ世ニ至リテサマノノ説モ出テ考ヒ惑フヨリ小野
小町玉造小町相混ジタリ又八十嶋ニテ終ルト云フコトヲ陸奥玉造ノハ
十嶋ニテ命終リニケルナトイヘル説ノ出タルモ宜ベナラスヤト思フナ
リ

信敏按ニ今小野城ヨリ十五町許リ東西ニ平城ト云フ字処アリ小將ノ館
跡ナリトテ小町建テアルハ是レ出羽掾金某ノ館ナラント思ハルナリ

小野寺一ツ森ノ事深草少将ノ事

土人古ク云ヒ傳ヒト秋田六郡順禮記トイフ書ニ野中山小野寺ハ昔小野良実城跡ナリト爰所ノ辺リニ近キ処ヲ八十嶋ト二ツ森ト云フアリ此二ツ森ハ小野小町ト母ノ由加理姫ノ塚ナリ此森ノ上ニ由加理姫ノ守本尊弁財天女ヲ祭りテ社ノ森ト云フナリ此所ニ由加理姫ノ父母ノ塚アリ墓標ニ松ノ大木アリ年久シクシテ風ニ僵レタルヲ曰ニ造ケルカ寺ニ今存スト云フ所縁松（街道ノ西字古戸宮内ノ間ニアリ）良実公ノ植シ松ナリトイフ此松ニテ造リシ白ナリトモ云フ今由加理ノ白ナト唱フヨシナリ扱二ツ森ノ一ツヲ深草ノ少将カ塚ナリナト云フ傳説ハ妄談ニシテ信スルニ足ラスト雖トモソレニ就テ（信敏カ思ヒ考フルニ深草少将出羽郡司ニ任セラレシ事諸書ニモ見アタラス何人ヲサシテカク云ヒ出タルヤトナレハ良峯ノ宗貞ノ事ナルヘリト思ハルナリ）是ハ小町ノ事アマリニ名高キ人故昔ヨリ今ニ至マテサマノ俗説ヲイヒ傳ヘテ其虚実相マシハレリ謡ノ曲ニ通ヒ小町ト云フ名アリテ深草ノ少将トイフ人ヲ設ケツヅリタレトサル名ノ人其時代ニハナキ事ナリ爰ニ一ツノ考ヒアリ大和物語并後撰集ニ小町ト僧正遍昭ト贈答ノ歌アリコレラニヨリテ作りイタセルモノナルヘシソノ事ハ小町アル年ノ正月ニ清水ニ詣テラレケルカ佛ヲフシ拜ミナカラ聞クニ尊キ聲ニテ経陀羅尼ヨム法師アリ小町アヤシミテ人ヲヤリテ見セリケレハ篋ヒトツ着タル法師ノ腰ニ火打ナトユヒツケタルナリトイフ猶其聲ヲ聞クニ愈々タフトカリケレハ唯人ニテハヨアラジ若シ少将大徳ニヤアラムト思ハレケリ少将大徳トハ僧正遍昭ノ事ナリ遍昭俗ノ時ハ良峯（オシノネ）少将宗貞トテ仁明帝御（仁明）愛ノ藏人ニテ常ニ御側サラス召ツカハセタマヒシカハ帝崩御アリテ深草野ニ葬リ奉リシ其夜ヨリ出家セラレシ故少将大徳トイフナリケリ扱小町ハ若シ遍昭ニヤト思ヒテ心見ニ人ヲツカハシテ今宵御寺ニ通夜シ待ルカ甚サムキラン衣ヒトツカシタマヘトテ

岩ノ上ニ旅寝ヲスレハイトサムシコケノ衣ヲワレニカサナン

トイヒヤリタルニ返シニ

世ヲソムクコケノ衣ハタヒトヘカサネハ

ウトシイサフタリネン

ト讀ミテテコケレバ小町コレヲ見テ愈少将大徳ナリケリト思ヒテ日頃ウラナク物語ナトセシ人ナレハ逢テモノヲイハント思ヒテ彼僧ノ聲シタル処ヘ行カレケレバカケ消スヤウニ失セテ一寺ノ中ヲ求メサスレトイックニカ逃ケ去ラレケン其行カタ知ラレザリシトイフ事大和物語ニ書キタリ仁明天皇ヲ深草ノ帝ト申シソレニ仕ヒラレタル少将ユエニ深草ノ少将トイフ名ヲマウケ作りタルナルヘシ讀者ヨク推考シタマヒテヨ又後撰集ニハ（小野小町岩ノ上ニノ歌ノ詞書ニイソノカミトイフ寺ニマウテ日ノクレニケレハ夜アケテマカリカヘラントテ止マリテコノ寺ニ遍昭待ルト人ノ告ケ待リケレハモノイヒ心見ントテイヒ待リキト）見得タリ何レモ歌ハ同シキトナリト尾崎雅嘉翁モイヒリ野中山小野寺ハ郡司ノ建立ナルカ後ノ世ニ至リテ仙北一統小野寺氏ノ領地トナリケル（小野寺道義ハ先祖ハ小野寺四郎重道トイフ下総国古河ノ城主ナリ頼朝公ノ時羽州雄勝郡ヲ賜ハル稲庭ニ住）其時小野寺ト唱ヒテ憚リ忌ミテ向野寺ト改メタルト也此寺ニ圓仁大師住シ時小野小町カ手習セシ反故ヲ集メテ小町カ老衰ノ像ヲ造リ安置セシヲ後ノ人シヨウ塚ノ姫ト呼テアリシヲ何人カ盗取リテ仙北郡金澤村専光寺ニ今ハ有リト云フ

小町塚諸国ニアル事并ニ小野小町四ノ宮ニ仕ヘシ事

一古代ニハ一國ヨリ一人ツ采女ヲ内裏ニ献セシ事ナリ巴（マ）仁明帝ノ前後ニハ小町ト召サレタルモノ六十余人アリシトナリ土師惟熊翁云（土師翁ハ常陸ノ人ナリ京人東宮ニ從テ）小町トハ禁中ニテ采女ノ官女ノ居ル坊ノ名ナリ古ハ一國守ヲ始メ佐掾郡司良家ノ女マテ容顔アリテ心ハ一端正ナレハ皆采女トシテ禁中ニ宮仕セシナレハ一國々ヨリ采女出ルニ

或ハ暇賜リテ後故郷ニ帰り又ハ老テ後帰り終リシモノノ塚ヲ小町塚ト唱フ近江国犬上郡ノ小町塚又木曾路ニモ小町塚ト云フアリテ石文ナント建タリ美濃ト尾張ノ間ニサヘ二三ヶ処アリ是皆采女ノ其国々ニ帰リテ身マカリタルヲ葬リタルモノナラメ小町ヲ壺人ト思フヨリ紛レタル説多ク成タリト云ハレタリ就中艶色世ニ類ヒナク倭歌ノ道ニ妙ナルハ出羽郡司ノ女小野小町ナリ小町若盛リノ時仁明帝ノ四ノ宮ニ宮仕テ相坂ノ関ノ離宮ニアリケルニ四ノ宮(嘉祥三年ニ)相坂ニテ崩セ玉ヒケレハ其時ノ歌ノ詞書キニ云ク

四ノ宮ウセ給ヒテツツメテ風吹クニ
ケサヨリハ悲シノ宮ノ秋風や
又アフ坂モアラシトヲモヘハ

トヨミシトナリ(此歌小町集ニ書ケリサレハ四ノ宮ニツカフマツリシ事疑フヘカラス云馬沢道恒翁云モイヘリ)信敏按スルニ小町ノ壺人ニアラザル證ヲ云ハズ北山山本信有漫筆ニ曰牛馬問ニ秋風ノ吹クニ付テモ穴目ノ歌ノ小町ハ小野正澄カ娘ノ小野小町ナリ文屋康秀カ三河掾ニ任セラレ下リシ時佗ヌレハ身ヲ浮草ノ根ヲタエテ誘フ水アラバイナントゾ思フト詠ミシハ高雄ノ国分カ娘ノ小町ナリ古今集卷ノ□戀ノ歌ニ(思ヒツヌレハヤ人ノ見ヘツラン夢トシリセハ覺メサラマシヨノ歌ハ又業平ノ舞ナト云フハ小野良実カ娘ノ小町ナリ高野大師ノ逢ヒ玉フ時ニ壯ナル時憍慢尤甚シ衰日秋歎猶深ト答タリシハ常陸国玉造義景カ娘ノ小町ナリ(斯ク一人ナラサル事ヲ扶桑故事要畧ニ小町ノ事ヲ参考セリ)中ニモ小野良実カ娘ノ小町美人ト云ヒ和歌モ勝レタレハ其名高キ故ニ小町ト云ヘハ壺人ノヤウニ傳ヘ来タルナリ云ト書レタリ又奥羽觀跡聞老誌ニ云陸奥国玉造郡ニ(小町塚)在新田村ノ農家溝畔ニ有古墓一上ニ有孤松一是乃古之小野小町墳墓也匡房西行共言小町古墓在夜鳥郷一如今土人呼テ農家ヲ而称ス夜鳥ノ屯枕袖中抄無名抄愚見抄江次第則為チ八十嶋ト今考ス其地則在羽州云又八雲御抄ニ清輔イフ出羽ニ有

リト云尚玉造小町ノ事ハ次序ニイフヲ見合シヘシ

小野ノ芍薬塚ノ事州実方朝臣小野ニ来リシ事

主人古ク云ヒ傳ヒシニ是ハ小町五歳ノ時芍薬ノ実ヲ採リテ走明神ノ社ニ詣テ行末絶滅ナカラン事ヲ祈リ実植セシ花園ナリト云フテ八十嶋ノ北ニアタリ芍薬塚アリ此花年々九十九本花咲トイヒ或ハ此芍薬ヲ手折盗マントスル時ハ必スアヤシキ事アリト傳フ此花ハ一重ニテ大輪ナリ色白ク中ハ薄紫キニテ艶香甚タアリ丈ケハ五尺ハカリニイツレモ伸テ花開クナリ此界限ノ村ニ田植ヲ待テ開ク故ニ田植花と號クナリ此花日影見ル事ナシ花チリハテル時ハ年毎雨フル奇妙ナリ(今街道ヨリ一町東芍石碑建テタリト云ヒ傳フ)此塚ノ小町実植ノ芍薬ノ歌トテ(実植シテ九拾九本ノアラウヲニ法実歌ノ妙ナ芍薬)又此芍薬二百九十八ノ歌アリ九十九首ハ小町九拾九首ハ深草少将ノ歌ナト羽陽六郡順礼縁起トイフモノニ載タリ是ハ享保十四年ニ鈴木定行加見藤政真(秋田ノ人)國中ノ古跡ヲ尋ネテ綴ルナト云書タルモノノ見ユレト深草少将ト小野小町ト歌ヨミカハセシト云フ説ハトルニタラス爰ニ藤原実方朝臣ノ来リテ小野小町ノ舊跡ヲ訪ヒシ時ノ歌トテ(ナキアトヤ有シ昔ノ空ノ月小野ノ人カナシハシアヒミム)トノ歌ヲ傳フルナリ藤原実方郷ハ正暦年中一條帝ニ任ヘテ左近衛ノ中将ニテ有ケルカ鞠ノ曲ノ時行成卿ノ冠リヲ打落セシ無禮ニ依テ中将ノ官ヲ召アケラレ歌枕見テ參レトテ陸奥ニツカハサレケルガ一旦ノ無礼ヲ咎メサセタマヘレド元ヨリオアル人ナリケレハ憐レマセ給ヒ殿上ニ召サレ御酒ナト賜ハリ一階進メテ陸奥守ニナシテ、ツカハサレシトゾ実方ナクノ友人ニ暇乞シテ陸奥ヘ下ラレシ後ニ右近中将師宣ノ本ニヲコサレタル歌(ヤスラハテヲモヒタチニシ東路ニアリケルモノノハバカリノ関)と讀テ君ノ勅勤ヲ蒙リテ東路ニ足ヲ止メス下リタルサマヲイヒヤリケルトナリ陸奥ニ下リテ三年カ間名所トモヲ尋ネケルニ阿古屋ノ松ノアリ処シレサリケルカ正シク此国ニアルヨシ聞タルモノヲトテ此処彼処ト尋託テ休ヘツ行キケル程ニ一人ノ老翁ニ

逢へり彼老翁実方ヲ見テ申ケルハ御辺ハ物思ヒスル人ニコソヲハスラ
メ何事ヲカ歎キタマフト問フ阿古屋ノ松ヲ尋ネ詫ヒサフヲフト答ヘラ
レケレハ老翁聞テイト情フカキ事ニ侍リソレハ古ルキ歌ニ（陸奥ノア
コヤノ松ノ木高キニイツヘキ月ノ出ヤラヌカナ）トヨメリ此事ヲ思ヒ
出テタマヘルニヤトイヘハ実方サニコソ侍メレト答フ翁云ク陸奥ト出
羽トモト一國ニテ侍リシ故ニ陸奥ノアコヤノ松トヨミタルナレト両國
ニ別レテ後ハ彼ノ松ハ出羽ニ侍ルナリト申ケレハ実方大ニ悦ビ出羽ニ
越ヘテ彼ノ松ヲモ見ラレタリト（老翁ハ塩釜シオカマ
大明神ト聞ヘシナリ）其時此小野ノ八十
嵐ニ来タリケムトナム

黒澤道恒云小野八十嶋ハ平陸ノ地ナルニ何トテ八十嶋ノ名ニ呼ケム
トイフ人アリハ古キ昔シ此辺ハ入江ニテアリケレハ仙北ニハ上浦
北浦ナトイヒテ干今ソノ入江ノ称アリサレハ八十嶋ハ古ヘ小嶋數多
アリケルニヤト云ヘリ）

信敏按スルニ田村將軍霧二十重山ニ阿黒丸ヲ討セシ時其ノ入江ヲ越
ント東山根ヨリ船ニテ漕出タル事古キ書ニ見ヘタリ

鬮體ノ薄ノ歌ノ事

一鴨長明力無名抄ニ云ク在原業平歌枕見ムトテ數寄ニ事ヨセテ東ノ方
ヘ行キケリ陸奥ニ至リテ八十嶋トイフ所ニヤトリタル夜野中ニ歌ノ上
ノ句ヲ詠スル声アリ其詞ニ云ク秋風ノ吹クニツケテモアナメノト
イフアヤシク覺ヘテ声ヲ尋ネツゝ求ルニ更ニ人ナシタダ死人ノ頭ヲ
一ツアリアシタニ猶是レヲ見ルニ彼ノホコロノ頭ヲ眼ノ穴ヨリ薄キナ
ン一モト生ヘ出テタリケル其菽ノ風ニナヒク音ノカク聞ヘケレハアヤ
シク覺ヘテアタリノ人ニ此事ヲ問フ或人語リテ云ク小野小町此國ニ下
リテ此ノ処ニテ命終リニケル即チ此頭ヲハ是ナリト云フ業平アハレニ
悲シク覺ヘケレハ涙ヲサヘ下ノ句ヲ（小野トハイハジ薄生ヘタリ）
トゾ付ケル其野ヲ玉造ノ小野トイヒケルトゾ侍ル玉造ノ小町ト小野ノ

小町ト同ジ人カアラヌモノカト人々覺束ナキコトニ申テアラソヒ侍リ
シトソノノ語リ侍リシナリ云又江記云在五中将為レ嫁件后二条出家
相接其後為レ髮生到陸奥留八十嶋一求小野小町戸ニ夜宿件嶋終夜
有声曰秋風之吹上都氣天毛阿那目後朝求之鬮體目中野藏薇在中將涕泣
同小野止波不成薄出計里即斂葬云此說ニ寄レハ奥州玉造ノ八十嶋ナリ
トイフ玄旨法印云愚見抄江次第ナトニモ業平小町カ鬮體ヲ見テアナメ
ノ下ノ句ヲ付タルヨシ傳ヘケレト範兼ノ童蒙抄云秋風ノ吹クニ
付テモアナメノ此歌小野小町集ニ有リ昔野中ヲユク人アリ風ノ音
ノヤウス此歌ヲ詠スル声ニ聞ユ立ヨリテ尋ネ来タルニ詠シケルナリソ
ノスキヲ取リステ頭ヲヨキ処ニ置テカヘリ又其夜夢ニワレハコレ小
野小町トイハレシモノナリ嬉シク思ヲ蒙リヌトイヘリ扱此歌ヲ後ニ集
ニ入タルトゾ云清輔ノ袋草紙ニモ唯人トアリテ業平トハイハス古今集
ニ小町ノ姉有リ其歌ニ云ク（時過テカレユク小野ノアサチニハ人ノ思
ソタエスモエケル）ト見得タリ然レハ武家大系図ニ小野良真ノ女二人
アリ姉ヲ古今集作者ト小書セリ此人ナリ妹ヲ小町ト書アリ是即云出
羽郡司大和守良義ノ妾腹由加理姫ノ所産ニテ小野ニ生レ成長ノ後京ヘ
登リシ時ハ父良義早世シタル後ナレハ即チ祖父良實ノ二女トシテ育ミ
ケル故ニ小野系図ニハ次女ニ載セタリ小町是ナリ（信敏按ニ業平ハ小
町ト同時ノ人ニテ陸奥ニ下リシ時ハ小町死ヌヘカラス玉造ニテ小野小
町カ鬮體ノ頭見ルヘキ謂レナシ讀者考ヒ見玉ヒ但シ業平ハ天長三年ノ
生レニテ元慶四年ニ卒ス年五十六（此年小町ハ七十三
歳ニテ生テ居レリ）其證古今後撰集伊
勢物語等ニ明ラカナリ童蒙抄袋草紙ノ説可然ナリ

黒沢道恒云玄旨ノ老理リアリツラノ思フニ中将実方コソ久シク陸
奥ニアリテ都ノ方ヲ頻リニ慕ヒシアマリ浅香沼ノ花但見ヲ始メ出羽
ノ阿古屋ノ松ヲモ尋ネ彼処此処ニサマヨヒ歩キ此雄勝ノ小野ニ来タ
リテ小町ハ名高キ官女ニテアリケルハ此國ヘ下タリ身マカリシト聞
ク其跡ナツカシキママ何レナラメト尋ネケレハ小町カ反魂モ都人ノ

我カナキ跡ヲ尋ネ玉フ事ノウレシサニ地下ニウナツキツゞ我カ跡ハ此所ナリトツケン斗リニ我風ノ吹クニ付テモアナメイタノト声シタリケン^ニ是実方ニ鬼神ヲ感スル所ナリ実方ノ尋ネマサヨウ姿又小町カ反魂ノ秋ノ嵐ノ中ニアルカナキカノ佛アラハレテ歌ノ句ノ間得シ有姿眼ニ見ユル如ク思ハルソコテ実方驚キテヲノトハイハジ薄生ヘタリト下ノ句ヲ吟シ出ケン此下ノ句ノ心ヲヲノトハ即チ小野ニカヨヒテ小野カ跡爰所ナル小野ノ古里ニアリトモイハス秋ノ野薄生ヘシケリタリトイヘル心自ヲ明ラカナリアナメノトイフ言葉ノ心サタカナラス鬪體ニ薄生ヘタリトイフ説ヨリアナメノトイフ言葉ノトハイヒトモイカナレハ小野小町カ屍ハ里人ハソレノニ取ヲサメケンニホコロノ眼ニ茫ノ生フルマテコソ野ニ洒シテアラメ(ヲノトハ即チ羽州ノ小野ノ里八十嶋トハ此処ノ八十嶋ニテ小町終リタル事疑ヒナシ己レ道恒文化ノ始メ其跡ヲ尋ネ芍薬塚ニテ芍薬ヤ薄モコソアヤメ塚)ト拙キ詠諧ノ発句イヒ出テケリト見得タリ

玉造物語并小町時代ノ事

一徒然草ニ小野小町カ事キハメテサタカナラス哀ヒタルサマハ玉造トイフ文ニ見ヘタリ此文清行カ書ケリトイフ説アレト高野大師ノ御作ノ目録ニ入レリト云フ大師ハ承和ノ始ニカクレ玉ヘリ小町カ盛リナル事其後ノ事ニヤ猶覺束ナシト書タリ玄旨法印云作者部類ニ云フ処ニ依レハ玉造小町非此人ニ玉造トイフ文ハ清行カ作ナラハ寛平延喜ノ頃ノ人小町カ盛リハ仁明文徳ノ帝ノ頃遍照業平安倍清行等陽成院ノ時康秀ナト歌ヨミカハセシ事古今後撰集伊勢物語大和物語等ニアリ又弘法大師ノ作ニテハ大師入定ノ後ナレハ時代相当ラス然ラハ小野小町ハ玉造小町ト別人ナルヘシ又群書一讀ニ云玉造小町壯衰書トトテ小野小町一世間盛衰ノ事眞名ニ書ケリ(一名玉造物語ト云フ)此書ノ作者ノ事或ハ安倍清行トモイヒ傳ヘテ前後ノ事弘法ハ仁明天皇承和式年三月

廿一日入定六十三其平生ノ著述三教指揮秘符論性靈集秘藏宝鑰等ノ書トモ多クアリ玉造ノ文モ大師ノ作ナリトイフ又亨徳年中沙門祐盛カ玉造ノ跡トイフ文ニモ大師ノ作トイヘリ(今眞言家ニ尋レハ御作ノ目録ニ入ラスト云兼好カ見タル処ノ目録本同シカラヌニヤ玉造ノ跡ニモ白樂天カ秦中ノ詩ヲマナフトイヘリ白氏文集第二二秦中吟ヲマネヒ玉造ヲ作レリト云モ大師ニ於テアヤマリト覺ヘ侍リ其玉造ノ文大師ノ筆力ヨリハ弱ク劣リタルニヤ侍ヘケン眞濟法師ト小町同時ナルヤウニ古今集ニ見ヘタリ眞濟ハ弘法ノ弟子ナリ弘法入定ヨリ式拾六年以後貞觀四年ニ死去セリ又小町カ(思ヒツゞノ歌ヨミテ遣ハシタリトイフ業平ノ生レハ天長三年ニアレハ大師入定ノ時業平ワツカ二十歳ナリ小町イカンゾ十歳ノ人ヲ戀慕セムヤ然レハ小町カ若盛リナル事ハ大師ノ後ナルヘシ是レハ婦人美麗歎喜有状ヲ述テ後老衰シテ乞丐人ノカタチニ書タルハ琵琶行ニモ似タリ末ニ人間ノ盛衰ヲ語リテ佛道ニ導キ入レタルハ大師ノ生死海ノ賦ノ詩ノ意ニ似タリ其文清行カ書ケリト云フ若シ善相公ナラハ其文章相似タルヤウニ覺ユ此人儒者ノ風有リ延喜帝ヘ奉ル意見封書ナトニハ佛道ハ世教国政ノタメニアシキナリナト申サレシカトモ其他人詞詰眼辭ナトニモ佛道ヲ結尾ニ書レタリ然レハ安倍ノ清行カ文ナリトイハンモ又覺束ナシ此事モ怪シク論スルニ及ハヌ事ニハアレド顯昭ノ説ニモ小町ハ數十年在京シ艶ナリト雖共色ニ跨ラス本國ヘ歸リテ死セシニヨリ八十嶋ニ屍ノアリシトテアナメノノ歌ヲモ玉造小町壯衰書ニサシモ美人ノ名高カリシ小町モ年老テ道ノ傍ニ食ヲ乞ヒカハネヲ野辺ニサラセシナトツタナキ作り物語ナレト此事古ク傳タルニヤ東鑑ニ建曆二年十二月御所ニ於テ繪合アリシ時大江廣元ノ献セラレシ繪ハ小野小町カ一期ノ盛衰ノ姿ヲ画書キタル戲画ヲ其日ノ繪數卷ノ中ニテ御自愛アリタルヨシ見ヘタリコレヲノ説トモヲ取り合セテ卒都婆小町関寺小町ナトノ謡曲ハ作りタルモノナルヘシト

思ハルルナリ

倭歌ノ宮ノ事

一菅江眞澄云(眞澄ハ三州ノ人ナリ久シク秋田ニ
容遊シテヨリ秋田ノ故実ヲ探ル) 小野ノ里ニ倭歌ノ宮トイ
フ一字アリ是ハ昔小野良実任国中ニ建立セシ宮ナリトイフ其後小町都
ニ登リ倭歌ノ道ニ秀テケル時法樂ノ秀歌百首ヲ一卷トシテ都ヨリ下シ
此宮ニ納メケレハ昔ハ百首ノ宮トモ申セシヲ後ニハ倭歌ノ宮トイフ良
実ノ寄附宝物并百首ノ巻モ傳ハリケルヲ文禄ノ頃最上出羽守義光ト小
野寺義道合戦ノ時兵火ノ爲メニ失セルトナム

(補注46頁から)

『翁噺』で見過ごせないのは、七小町の話と地元の伝承や遺跡につい
ての注解とが、互いに分離・独立していることである。七小町の話が
すでにあつて、それと地元との伝承とを関係つけて注解しているのだ
る。本書は、奥書を信ずれば文化十年に書き記されている。序文に、
文政十三年に記すとあるのは、あとで序文をつけたからであろう。た
だ注解がもとのものか、文化十年あるいは文政十三年、それとも
もっとあとになってだれかが入れたのか、明らかにしえない。翻刻に
用いた底本は、注解の入った本を明治期に書写したものである。本書
は眞澄の『雪の出羽路』とほぼ同時期のもので眞澄の影響を受けてお
らず、管見では本県の小町関係文書のうちもっとも古いものに属す
る。その文体は五音・七音を自在に組み合わせたもので、一見して謡
い語られていた事実を感じさせる。東北地方の江戸期の語り物といえ
ば、仙台地方の奥浄瑠璃を想起するが、その詞章に比べると本書の文
体は遙かに洗練されており優美でさえある。当時の秋田や日本海に面
する東北地方で行われていた口承芸のレベルの高さを示すといつて過
言ではあるまい。筆録者の梅流軒は、資料7に「大夫梅津其筆」と出

ており、いかにも語り芸をする者にふさわしい名前をもっている。か
くして彼れが筆録者であつたことは疑うべくもないが、はたして彼は
本書のすべてを独力で創作したのであるうか。おそらく彼の前には七
小町に関する先行の口承芸、もしくは文字に記された文献があつたと
思われる。彼はその洗練されない古色をとどめた詞章を、優美なもの
へと書き改めることがあつたに違いない。この地方の七小町の語り芸
は、今日ではその痕跡すらないが、梅流軒のあとでも後人によつて、い
くども詞章を書き変え改められながら継承されていったのではなから
うか。翻刻した本書の底本は明治十二年の書写であるが、最近の関山
和夫氏の研究によれば、明治に入つてからも仏教教化(説教・唱導)
の便法として、小野小町などの話が「寺院もしくは講における法座で
口演」されていたという(『庶民仏教文化論』)。本書によつて遠くは文
化十年より遙か以前のころから、小町の話がこの地方で謡い語られて
いた可能性が窺えることを重視しなければならぬ。あるいは相当古
い時代に早々と口承芸であることを止めたのかもしれないが、とにかく
『翁噺』は、対校に用いた広本も含めて、本県の小町関係文書のう
ちもっとも古いものに属すること、また、雄勝地方において、文化十年
以前に小町語りが口承芸として存在し伝わっていたかもしれぬ可能性
を窺わせることにおいて、貴重なものである。先に述べた一体の奪衣婆
の木像が、各所を転々と移動し小野小町像へと変貌して行つたらしい
ことと併せて、以上のことをも考えてゆくべきである。確定的なことは
言えないし、言うつもりもないが、このような仮説を構想しながら息
長く調査と考察を進めてゆくのが、本県の小町伝承研究の今後の在り
方であるまいか。

翻刻するにあたり次の方々に、心より感謝申しあげます。
数年来、御教示いただいております湯沢市の富谷松之助氏、

今は東京の良信院の住職であられ、横手市専光寺の住職を兼ねておられる村山好信氏、また、国学者佐藤信敏翁の御子孫であられる佐藤公秀氏の各氏および秋田県立秋田図書館には、翻刻の許可をいただき、ありがたく存じます。また、資料の調査にあたっては同じく信敏翁の御子孫の佐藤広二郎氏、廣澤寺住職の久米昭見氏、佐藤信淵・平田篤胤研究所研究員の齊藤壽胤氏のお世話になりました。資料6の解読には、山形大学の菊地仁氏の協力を得ました。先年、氏と一緒に横堀町を訪ね小町遺跡を見てもわりましたが、そのとき、田中良治氏に御案内していただき、向野寺住職の山田峰雄氏には貴重なお話を伺いました。最後に、専光寺で小町ババさんを守っておられる青森泰二御夫妻には特にお世話を賜りました。ありがとうございます。